【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年３月14日
【計算期間】	第３特定期間（自　平成28年６月15日　至　平成28年12月14日）（注１） 第３期（自　平成28年６月15日　至　平成28年12月14日）（注２）
【ファンド名】	東京海上・米国高配当成長株式ファンド（Wプレミアムコース）（毎月決算型） 東京海上・米国高配当成長株式ファンド（プレーンコース）（年２回決算型）
【発行者名】	東京海上アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長　　大庭　雅志
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
【事務連絡者氏名】	尾崎　正幸
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
【電話番号】	０３－３２１２－８４２１
【縦覧に供する場所】	該当なし

（注１）「東京海上・米国高配当成長株式ファンド（Wプレミアムコース）（毎月決算型）」についての計算期間です。
（注２）「東京海上・米国高配当成長株式ファンド（プレーンコース）（年２回決算型）」についての計算期間です。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的
当ファンドは、信託財産の成長をめざして運用を行います。
＊ファンド名に含む「高配当成長株」とは、当ファンドが継続的に高い配当成長が見込めると考える企業が発行する株式を実質的な主要投資対象とすることを意味しています。
＊ファンド名で使用している「Wプレミアム」は、株式カバード・コール戦略および通貨カバード・コール戦略を行うことで得られるオプション・プレミアムをさし、「プレーン」は、株式カバード・コール戦略および通貨カバード・コール戦略を行わず、原資産に投資することをさしています。

② 基本的性格
当ファンドは、追加型投信／海外／株式に属します。
当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国　　内 海　　外 内　　外	株　　式 債　　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

属性区分表
●東京海上・米国高配当成長株式ファンド（Wプレミアムコース）（毎月決算型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（資産複合（株式、オプション）））	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　　） なし
資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型				

●東京海上・米国高配当成長株式ファンド（プレーンコース）（年２回決算型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（株式（一般）））	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　　） なし
資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型				

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。
※投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「ＭＭＦ等の運営に関する規則」に定められるＭＭＦをいいます。
	ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「ＭＭＦ等の運営に関する規則」に定められるＭＲＦをいいます。
	ＥＴＦ	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※商品分類の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

		公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		格付等クレジットによる属性	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記債券に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記します。
	不動産投信		目論見書または投資信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		目論見書または投資信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	資産配分固定型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
		資産配分変更型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
決算頻度	年１回		目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回		目論見書または投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年４回		目論見書または投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）		目論見書または投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	中南米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	目論見書または投資信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	目論見書または投資信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他型	目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

③ 信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、信託約款の定めにより各１兆円となっています。ただし、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

④ ファンドの特色

1 米国の金融商品取引所に上場されている株式の中から、継続的に高い配当成長が見込めると考える企業が発行する株式を実質的な主要投資対象とします。

●米国の高配当成長株の実質的な運用は、米国の投資顧問会社であるブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー（以下、ブラックロック）が行います。

※当ファンドでは、継続的に高い配当成長が見込めると考える企業が発行する株式を高配当成長株とします。

※株式以外にDR（預託証書）にも投資する場合があります。また、米国以外に上場されている株式に投資する場合もあります。DR（預託証書）とは、ある国の企業が自国以外の国で株式を流通させる場合に、株式そのものは銀行等に預託して、その代替として発行し、上場された証書です。主に米ドル建てで発行され、米国市場等で取引されます。

米国の高配当成長株の運用プロセス

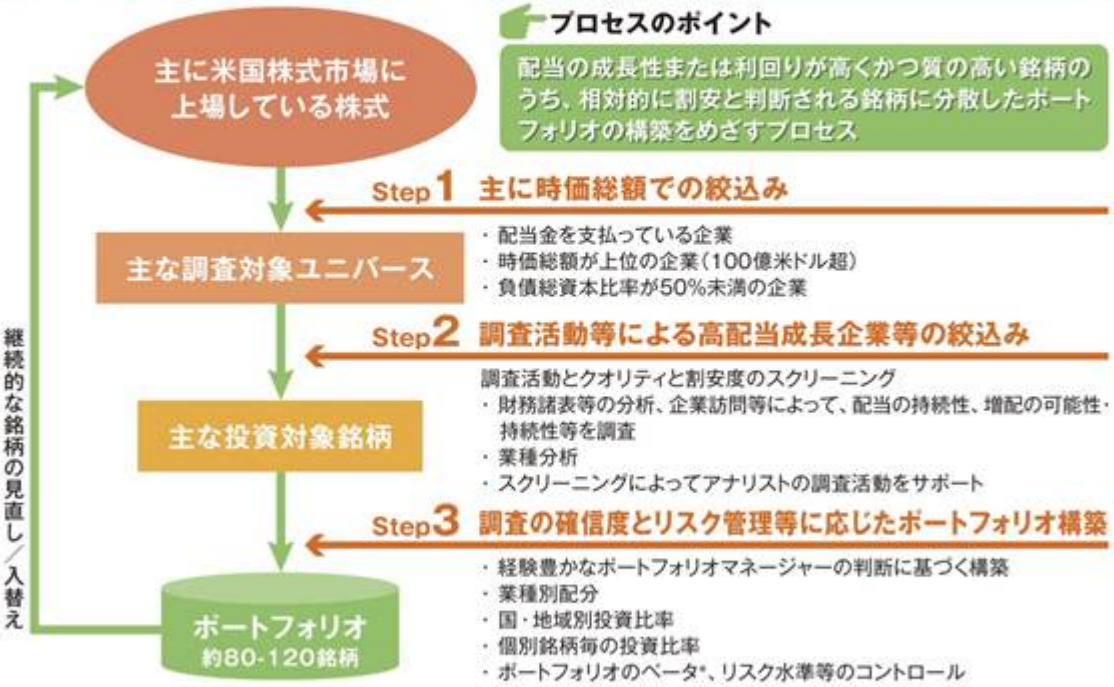

*ベータとは、市場全体の動きに対して、どれほどファンドの基準価額が敏感に反応して変動したかを示すものです。

※上記の運用プロセスは、2016年12月末時点のものです。
上記はブラックロックが提供する資料等を基に東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、予告なく変更となる場合があります。

（主な投資制限）

株　　式	株式への直接投資は行いません。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

2 東京海上・米国高配当成長株式ファンド(Wプレミアムコース)(毎月決算型)と東京海上・米国高配当成長株式ファンド(プレーンコース)(年2回決算型)の2つのファンドがあり、スイッチングが可能です。

「Wプレミアムコース」

●米国の高配当成長株への投資(米国高配当成長株戦略)に加え、保有している個別銘柄の株式コール・オプションを売却する戦略(株式カバード・コール戦略)と、米ドル(対円)の通貨コール・オプションを売却する戦略(通貨カバード・コール戦略)の2つのカバード・コール戦略を活用します。

※株式および通貨カバード・コール戦略(それぞれのカバー率*は50%程度)を行うことでオプション・プレミアムを獲得しますが、株式の値上がり局面と米ドル高(対円)局面での収益を50%程度放棄します。

●株式カバード・コール戦略においては、ブラックロックが個別銘柄別に、権利行使価格、カバー率等を機動的に変更し、トータルリターンの向上をめざします。

※株式カバード・コール戦略においては、個別銘柄別にカバー率*が50%程度に限定されるものではありません。

*カバー率とは、原資産の総額に対するオプションの額面合計の比率を示したものになります。

「プレーンコース」

●米国の高配当成長株への投資を行います(株式および通貨カバード・コール戦略を行わず、原資産に投資します)。

ファンドの仕組み

「Wプレミアムコース」、「プレーンコース」ともにファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

ブラックロックの事業概要

1. 豊富な戦略ラインアップ	約4,000もの幅広い運用戦略をラインアップしています。アクティブ/パッシブ、株式/債券/アセットミックス、先進国/新興国、地域特化、セクター特化、スタイル特化等
2. 幅広い顧客基盤	政府、金融機関、企業、年金、財団、個人投資家等、グローバルに幅広い投資家から支持されています。
3. ETF シェア No.1	iShares®のブランドのもと、750本以上、約146兆円のETFを運用しています。 世界のETF市場におけるシェアは業界トップの37.0% (2016年9月30日現在、純資産残高ベース) ※円換算適用レート：1米ドル=116.635円(WMロイター、2016年12月末時点)

出所：ブラックロック

「Wプレミアムコース」における通貨カバード・コール戦略の実質的な運用は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド(以下、CFIM)が行います。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、シティグループ・インク傘下の投資運用会社です。運用資産残高は、約60.3億米ドル(約7,033億円)です。(2016年12月末現在、1米ドル=116.635円で換算)

出所：CFIM

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

損益イメージ

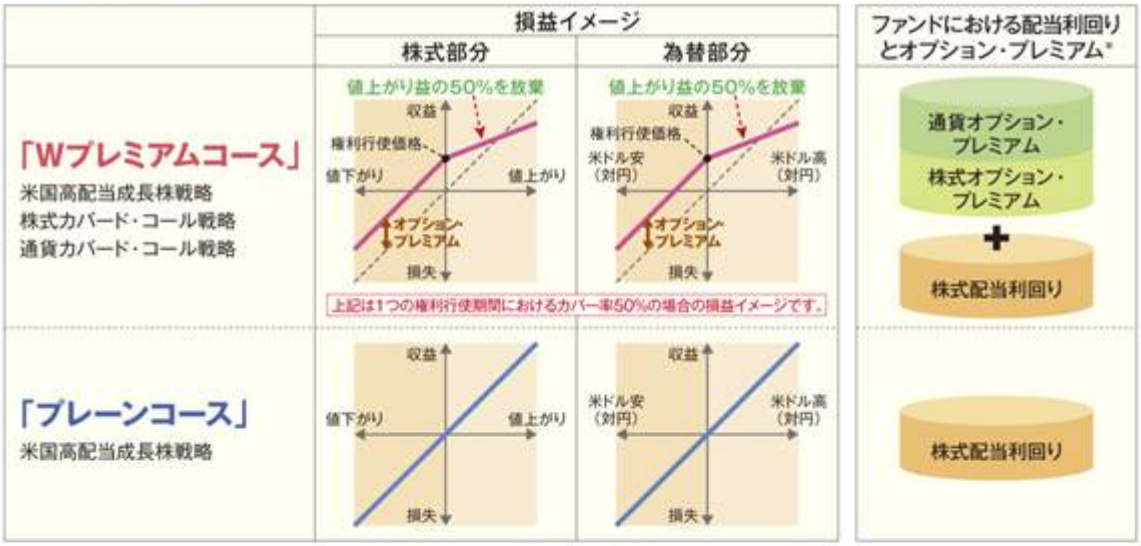

*オプション・プレミアムは、権利行使価格を超える株式の値上がり益と米ドル高（対円）による為替差益の50%程度を放棄することで得られるものです。ファンドの基準価額は、株式の値下がり損や米ドル安（対円）による為替差損の影響により下落することがあります。また、オプション取引の満期日をまたいで、株価や米ドル（対円）レートが大きく変動した際には、その後当初の水準程度に戻った場合でも基準価額は当初の水準を下回る可能性があります。

※ファンドにおける株式カバード・コール戦略では、ブラックロックが個別銘柄別に、権利行使価格、カバー率等を機動的に変更します。また、複数の異なる権利行使価格、満期日のオプション取引を行うことがあり、実際の運用では上記イメージと異なる場合があります。
※上記はイメージ図であり、実際の株価変動や米ドル（対円）レートの変動、ファンドにおける損益や運用成果等を示唆・保証するものではありません。

コール・オプションとは

◆コール・オプションとは、「通貨、株式や債券等」を「満期日*」に「合意に基づいて定められた価格（権利行使価格）」で「買う権利」のことです。
*オプション取引の期限のことで、満期日に限り権利行使が可能なもの（ヨーロピアン・タイプ）と、満期日までいつでも権利行使が可能なもの（アメリカン・タイプ）等があります。
◆この権利を売却することで売り手は代金（オプション・プレミアム）を得ますが、同時に満期日に買い手の権利行使に応じる義務を負います。
◆当該コール・オプションの権利の買い手が権利を行使することで、売り手にとって損失が発生する可能性があります。

米ドル（対円）のコール・オプション（ヨーロピアン・タイプ）売買例

【前提条件】　取引時点の為替レート：1米ドル＝120円、権利行使価格：120円、オプション・プレミアム：1円、満期日：1カ月後

●権利の売り手はオプション・プレミアムを獲得する一方、米ドル（対円）が上昇し、権利行使価格を満期日に上回った①の場合は、買い手の権利行使により売り手は125円の価値がある米ドルを120円で売り渡さなければならないため、5円の損失がでます。
●米ドル（対円）が下落し、権利行使価格を満期日に下回った②の場合は、買い手による権利行使はなく、売り手がオプション・プレミアムを受け取るだけでその他のやり取りは発生しません。
●このように売り手にとっての最終的な損益は、オプション・プレミアムに権利行使に伴う損失を加味して考える必要があります。

※上記は、ファンドが売却するコール・オプションの一般的な性質を説明したものであり、すべてを説明したものではありません。また、「Wプレミアムコース」の取引ではありません。
※ファンドが売却した株式および通貨コール・オプションは時価で評価され、満期日までの当該時価の変動が基準価額に影響します。そのため、株式および通貨コール・オプションの売却時点で、基準価額が株式および通貨オプション・プレミアム相当分上昇するものではありません。

カバード・コール戦略におけるオプション・プレミアムの変動要因

カバード・コール戦略におけるコール・オプションのプレミアム水準は、原資産の変動率（ボラティリティ）、権利行使価格水準、カバー率、満期日までの期間や、市場の需給関係等の要因によって大きく変動します。

カバード・コール戦略におけるオプション・プレミアムの主な決定要因

原資産の変動率（ボラティリティ）	権利行使価格	カバー率*1	満期日までの期間	オプション・プレミアム水準
高い	低い	高い	長い	高い（権利行使される可能性が高い*1）
低い	高い	低い	短い	低い（権利行使される可能性が低い*1）

*1 カバー率の高低は、権利行使の可能性に影響を及ぼすものではありません。

ファンドにおけるオプション・プレミアムの決定プロセス

●株式カバード・コール戦略の場合*2

株価の変動率（ボラティリティ）	権利行使価格	カバー率	満期日までの期間	オプション・プレミアム水準
市場環境等により日々変化します	個別銘柄別に売却時点の株価から101～103%程度のアウトオブザマネー*3のコール・オプションを売却、機動的に変更します	50%程度（個別銘柄別には50%程度に限定されません）	満期日（権利行使日）までの期間は原則3カ月以内	左記条件等に基づきオプション・プレミアムが決定されます

●通貨カバード・コール戦略の場合

為替の変動率（ボラティリティ）	権利行使価格	カバー率	満期日までの期間	オプション・プレミアム水準
市場環境等により日々変化します	取引時点の米ドル（対円）レートで売却します	50%程度	満期日（権利行使日）までの期間は原則1カ月	左記条件等に基づきオプション・プレミアムが決定されます

*2 株式カバード・コール戦略では、株価の見通しとプレミアム水準等を勘案し、総合的な見地から個別銘柄別にオプション取引を執行します。オプション・プレミアムの獲得を重視する局面、株価上昇によるリターンの獲得を重視する局面に応じて、権利行使価格、満期日までの期間、カバー率を適宜見直します。
*3 アウトオブザマネーとは、コール・オプションの場合、権利行使価格が取引時点の原資産価格より高くなることをいいます。

※オプション・プレミアムの決定条件には金利の水準等の他の要因も存在します。上記は主な条件をご紹介したものであり、すべての条件を網羅したものではありません。
※コール・オプションの条件は、売却のタイミングや市場環境等によって大きく異なります。また、市場環境等によっては想定したコール・オプションの売却が行えない場合があります。
※上記は、「Wプレミアムコース」におけるオプション・プレミアムの説明の一部であり、すべてを説明したものではありません。

カバード・コール戦略とは

一般的なカバード・コール戦略（カバー率100%）は、①「特定の資産（原資産）の買い」と②その原資産を「一定の価格で買う権利（コール・オプション）の売却」とを組み合わせる戦略です。取引を行った後に原資産の価格が上下した場合、原資産を「ただ保有しているだけ（単純な買い持ち）」の場合と比較すると、下図のように価格上昇分の利益を放棄する代わりに、権利の売却価格（オプション・プレミアム）分の収益上乗せが期待できます。
「Wプレミアムコース」では、株式への投資に加えて、個別株式の株式コール・オプションと米ドル（対円）の通貨コール・オプションの売却を行うカバード・コール戦略を活用し、そのカバー率は原則として、それぞれ50%程度とします。

オプション満期日における一般的なカバード・コール戦略（カバー率100%）の損益イメージ

カバード・コール戦略の特徴

- ●原資産価格が大きく変動しない局面で有利。
- ●原資産価格が大きく下落する場合（為替においては円高）、損失が発生しますが、オプション・プレミアムの獲得によって損失が軽減されます。
- ●原資産価格が大きく上昇する場合（為替においては円安）、カバード・コール戦略を取らなかった場合に比べ、収益が限定されます。

※上記は、一般的なカバード・コール戦略（カバー率100%）について説明したものであり、「Wプレミアムコース」のカバード・コール戦略ではありません。

3 毎決算時に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。

「Wプレミアムコース」

原則として、毎月14日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とし、収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。

分配のイメージ図

「ブレーンコース」

原則として、毎年6月および12月の各14日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とし、収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。

分配のイメージ図

※分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。
※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

収益分配金に関する留意事項

■投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係（イメージ）

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。
上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA:分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円＝100円
ケースB:分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円＝50円
ケースC:分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円＝▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

■受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(2)【ファンドの沿革】

平成27年６月19日　　ファンドの設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

●東京海上・米国高配当成長株式ファンド（Wプレミアムコース）（毎月決算型）

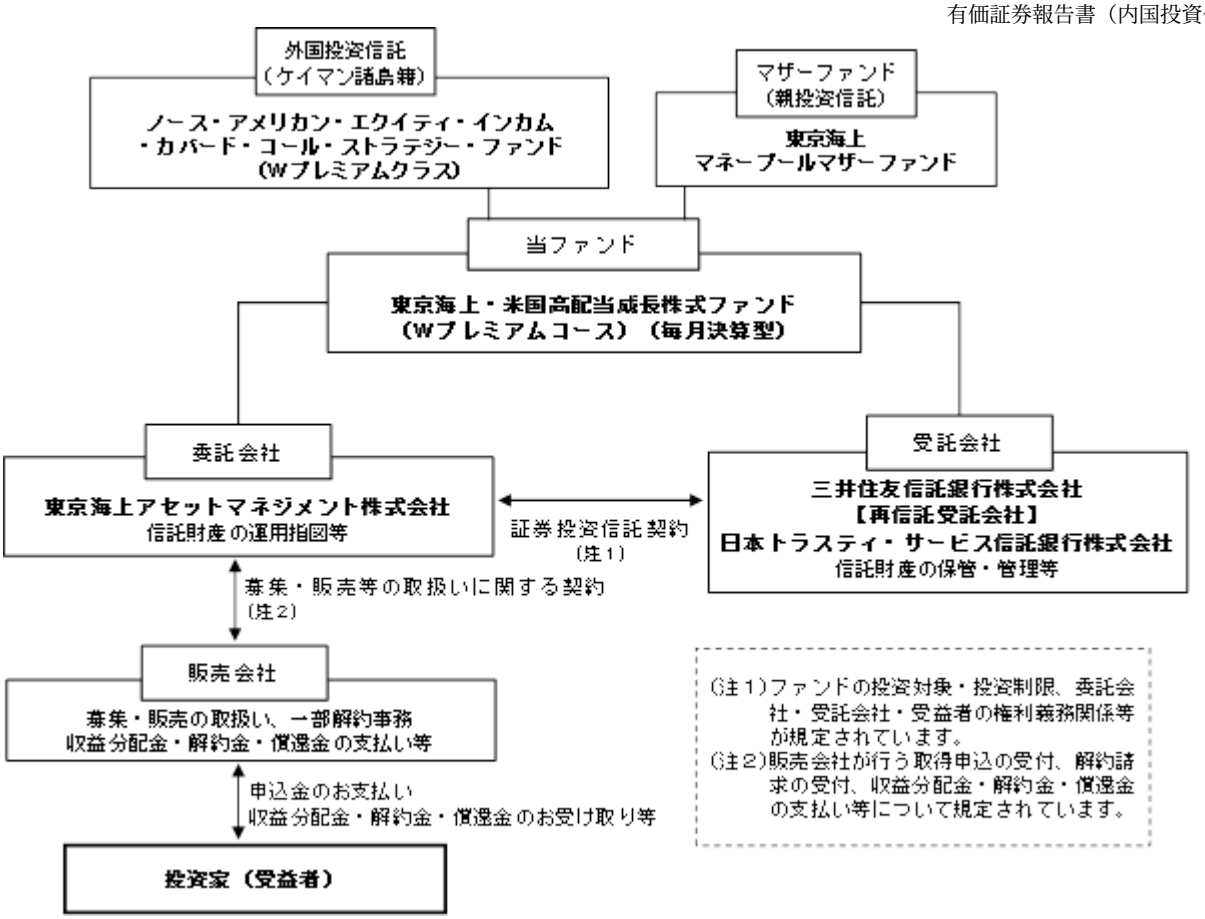

＜ファンド・オブ・ファンズの仕組み＞

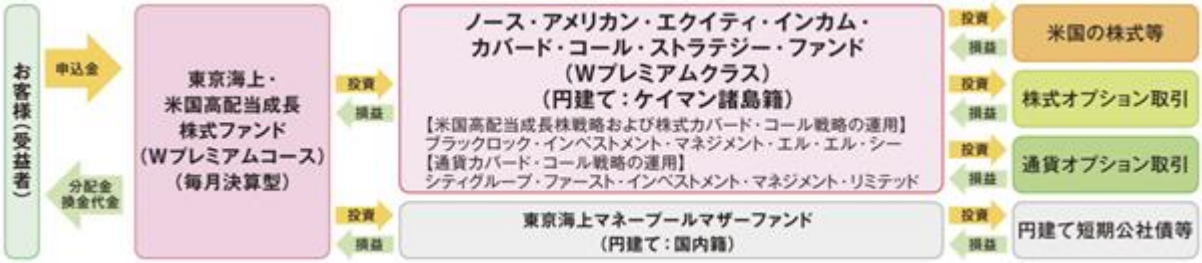

●東京海上・米国高配当成長株式ファンド（プレーンコース）（年２回決算型）

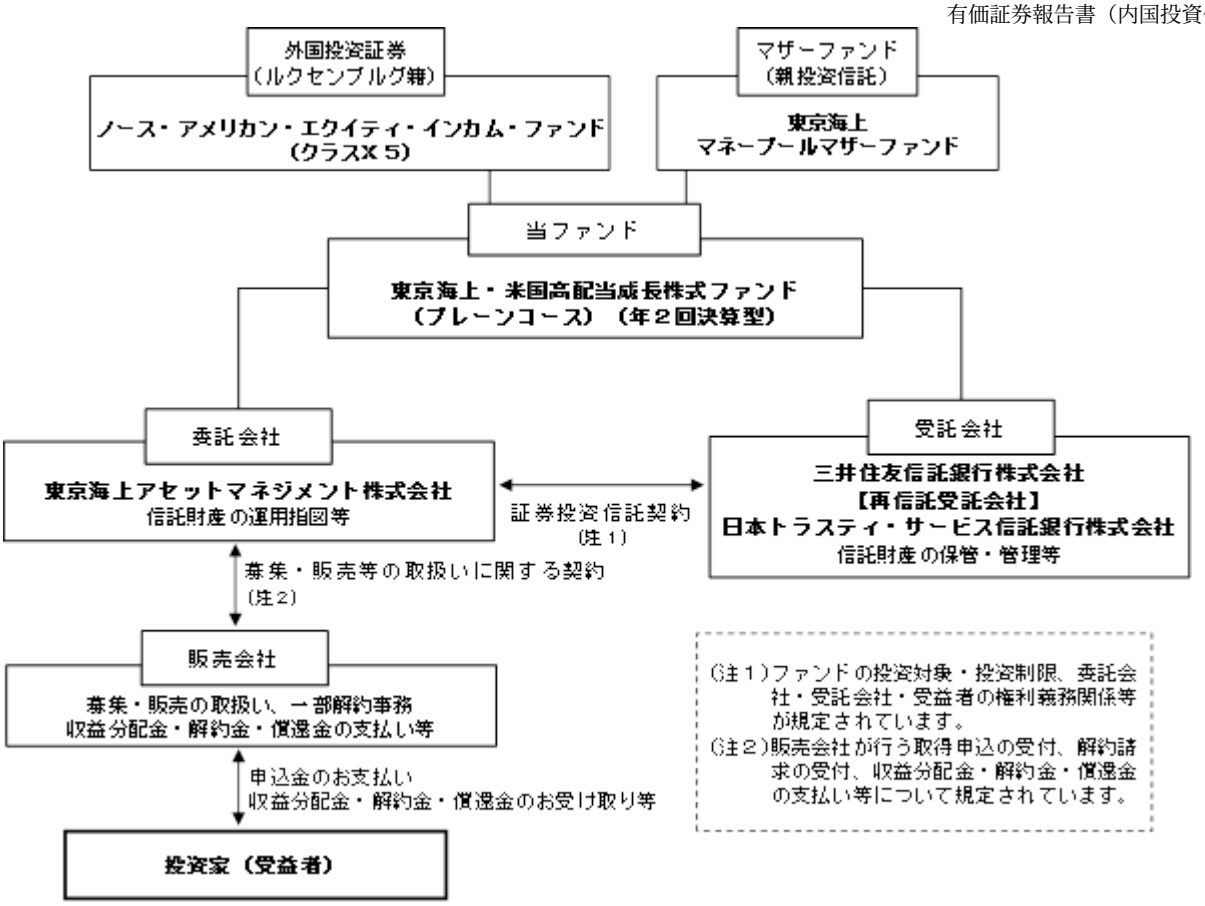

＜ファンド・オブ・ファンズの仕組み＞

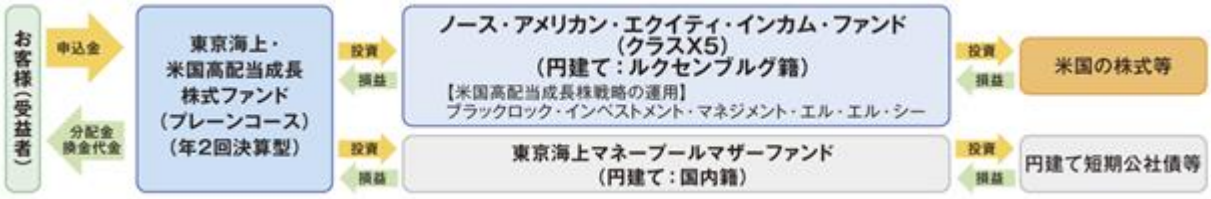

② 委託会社の概況

・名称　　東京海上アセットマネジメント株式会社
・資本金の額　20億円（平成28年12月末日現在）
・会社の沿革

昭和60年12月	東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金２億円で設立
昭和62年２月	投資顧問業者として登録
同年６月	投資一任業務認可取得
平成３年４月	国内および海外年金の運用受託を開始
平成10年５月	東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得
平成19年９月	金融商品取引業者として登録
平成26年４月	東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更
平成28年10月	東京海上不動産投資顧問株式会社と合併

・大株主の状況（平成28年12月末日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目２番１号	38,300株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

１．基本方針

当ファンドは、信託財産の成長をめざして運用を行います。

２．運用方法

(1) 主要投資対象

●東京海上・米国高配当成長株式ファンド（Wプレミアムコース）（毎月決算型）

主として米国の金融商品取引所に上場されている株式（ＤＲ（預託証書）を含みます。以下同じ。）を投資対象とする外国投資信託「ノース・アメリカン・エクイティ・インカム・カバード・コール・ストラテジー・ファンド（Wプレミアムクラス）」および主に円建て短期公社債およびコマーシャル・ペーパー等に投資する親投資信託「東京海上マネープールマザーファンド」を主要投資対象とします。

●東京海上・米国高配当成長株式ファンド（プレーンコース）（年２回決算型）

主として米国の金融商品取引所に上場されている株式を投資対象とする外国投資証券「ノース・アメリカン・エクイティ・インカム・ファンド（クラスＸ５）」および主に円建て短期公社債およびコマーシャル・ペーパーなどに投資する親投資信託「東京海上マネープールマザーファンド」を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

●東京海上・米国高配当成長株式ファンド（Wプレミアムコース）（毎月決算型）

①外国投資信託「ノース・アメリカン・エクイティ・インカム・カバード・コール・ストラテジー・ファンド（Wプレミアムクラス）」および親投資信託「東京海上マネープールマザーファンド」への投資を通じて、主として、継続的に高い配当成長が見込めると考える企業が発行する株式への投資に加え、個別株式のコール・オプションおよび円に対する米ドルのコール・オプションを売却することによりプレミアム収入の獲得をめざします。

②運用にあたっては、上記の投資信託証券のうち、「ノース・アメリカン・エクイティ・インカム・カバード・コール・ストラテジー・ファンド（Wプレミアムクラス）」の組入比率を高位に保つことを基本とします。

③資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては上記のような運用が出来ない場合があります。

●東京海上・米国高配当成長株式ファンド（プレーンコース）（年２回決算型）

①外国投資証券「ノース・アメリカン・エクイティ・インカム・ファンド（クラスＸ５）」および親投資信託「東京海上マネープールマザーファンド」への投資を通じて、主として、継続的に高い配当成長が見込めると考える企業が発行する株式へ投資します。

②運用にあたっては、上記の投資信託証券のうち、「ノース・アメリカン・エクイティ・インカム・ファンド（クラスＸ５）」の組入比率を高位に保つことを基本とします。

③資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては上記のような運用が出来ない場合があります。

(2)【投資対象】

１．当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条で定めるものをいいます。以下同じ。）

① 有価証券

② 金銭債権（①③に掲げるものに該当するものを除きます。）

③ 約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

(2) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

２．委託会社は、信託金を、主として次の(1)および(2)に掲げる投資信託証券ならびに(3)から(6)に掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(1)

ファンド名	投資対象
Wプレミアムコース	外国投資信託「ノース・アメリカン・エクイティ・インカム・カバード・コール・ストラテジー・ファンド（Wプレミアムクラス）」
プレーンコース	外国投資証券「ノース・アメリカン・エクイティ・インカム・ファンド（クラスＸ５）」

(2) 親投資信託「東京海上マネープールマザーファンド」

(3) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

(4) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(3)の証券の性質を有するもの

(5) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
(6) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記(5)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

３．委託会社は、信託金を、上記２．に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
(1) 預金
(2) 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
(3) コール・ローン
(4) 手形割引市場において売買される手形

４．上記２．の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記３．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

＜参考情報＞当ファンドが投資対象とする投資信託証券について

●東京海上・米国高配当成長株式ファンド（Wプレミアムコース）（毎月決算型）

ノース・アメリカン・エクイティ・インカム・カバード・コール・ストラテジー・ファンド（Wプレミアムクラス）	
形態	ケイマン諸島籍契約型外国投資信託／円建て
運用方針	・主として米国の金融商品取引所に上場されている株式（ＤＲ（預託証書）を含みます。以下同じ。）の中から、継続的に高い配当成長が見込めると考える米国企業の株式に投資し、インカムゲインの確保と信託財産の成長をめざして運用を行います。 ・運用目的を達成するために、米国以外の株式に投資する場合があります。 ・個別銘柄ごとに保有株数（または保有口数）の全部または一部にかかるコール・オプションおよび円に対する米ドルのコール・オプションを売却するカバード・コール戦略を活用することにより、プレミアム収入の獲得をめざします。
主な投資制限	・純資産総額の10%を超える借入れは行わないものとします。 ・同一発行体への投資割合は、原則として純資産総額の10%以下とします。
収益分配	原則として、毎月分配を行います。
決算日	毎年10月31日
信託報酬等	ファンドの純資産総額に対し年率0.9%を乗じて得た額が管理会社、投資顧問会社および副投資顧問会社への報酬の合計額としてファンドから支払われます。またファンドの純資産総額に対し年率0.01%を乗じて得た額（ただし、その額が年額10,000米ドルに満たない場合は、10,000米ドルとします。）が受託会社への報酬としてファンドから支払われます。この他、ファンドの純資産総額に対し年率0.09%を乗じて得た額（ただし、その額が年額50,000米ドルに満たない場合は、50,000米ドルとします。）が組入有価証券の保管に要する費用および信託事務等に要する費用として保管銀行および事務代行会社への報酬の合計額としてファンドから支払われます。またこの他に、ファンドは、ファンドの設立に係る費用（ファンドの設定後３年間にわたり償却）、組入有価証券の売買委託手数料等の取引に要する費用、オプション取引に要する費用、信託財産に関する租税、監査報酬、法的費用等を負担します。
関係法人	管理会社、投資顧問会社：シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド 受託会社：ＣＩＢＣ・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド 副投資顧問会社：ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー 保管銀行、事務代行会社：シティバンク・エヌ・エイ　香港支店

※資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●東京海上・米国高配当成長株式ファンド（プレーンコース）（年２回決算型）

ノース・アメリカン・エクイティ・インカム・ファンド（クラスＸ５）	
形態	ルクセンブルグ籍会社型外国投資法人／円建て
運用方針	・主として米国の金融商品取引所に上場されている株式（ＤＲ（預託証書）を含みます。以下同じ。）の中から、継続的に高い配当成長が見込めると考える米国企業の株式に投資し、インカムゲインの確保と信託財産の成長をめざして運用を行います。 ・運用目的を達成するために、米国以外の株式に投資する場合があります。
主な投資制限	・純資産総額の10%を超える借入れは行わないものとします。 ・同一発行体への投資割合は、原則として純資産総額の10%以下とします。
収益分配	原則として年４回、分配を行います。
決算日	毎年８月31日
信託報酬等	信託報酬はありません。 ただし、ファンドは、保管銀行報酬、事務代行会社報酬、登録および名義書換事務代行会社報酬、組入有価証券の売買委託手数料等の取引に要する費用、組入有価証券の保管に要する費用および事務等の処理に要する費用、租税、監査報酬、法的費用等を負担します。 ※管理会社や投資顧問会社等への報酬相当額（ファンドの時価評価額に対して年率0.66%を乗じて得た額）は、東京海上アセットマネジメント株式会社が受ける報酬から管理会社へ支払われます。
関係法人	管理会社：ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エー 保管銀行、事務代行会社：ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（インターナショナル）リミテッド・ルクセンブルグ支店 投資顧問会社：ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー 登録、名義書換事務代行会社：Ｊ.Ｐ.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー

※資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●東京海上・米国高配当成長株式ファンド（Wプレミアムコース）（毎月決算型）
●東京海上・米国高配当成長株式ファンド（プレーンコース）（年２回決算型）

東京海上マネープールマザーファンド	
形態	親投資信託
運用方針	円建て短期公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とし、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。
主な投資制限	・株式への投資は、行いません。 ・外貨建資産への投資は、円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限ります。
収益分配	無分配
決算日	原則として毎年10月25日
信託報酬等	信託報酬はかかりません。有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
委託会社	東京海上アセットマネジメント株式会社
受託銀行	三井住友信託銀行株式会社

※資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用は、投資方針に基づき投資信託証券への投資を通じて実質的に外国の株式等に投資します。当ファンドおよびマザーファンドの運用方針は、毎月開催される投資政策委員会において決定します。

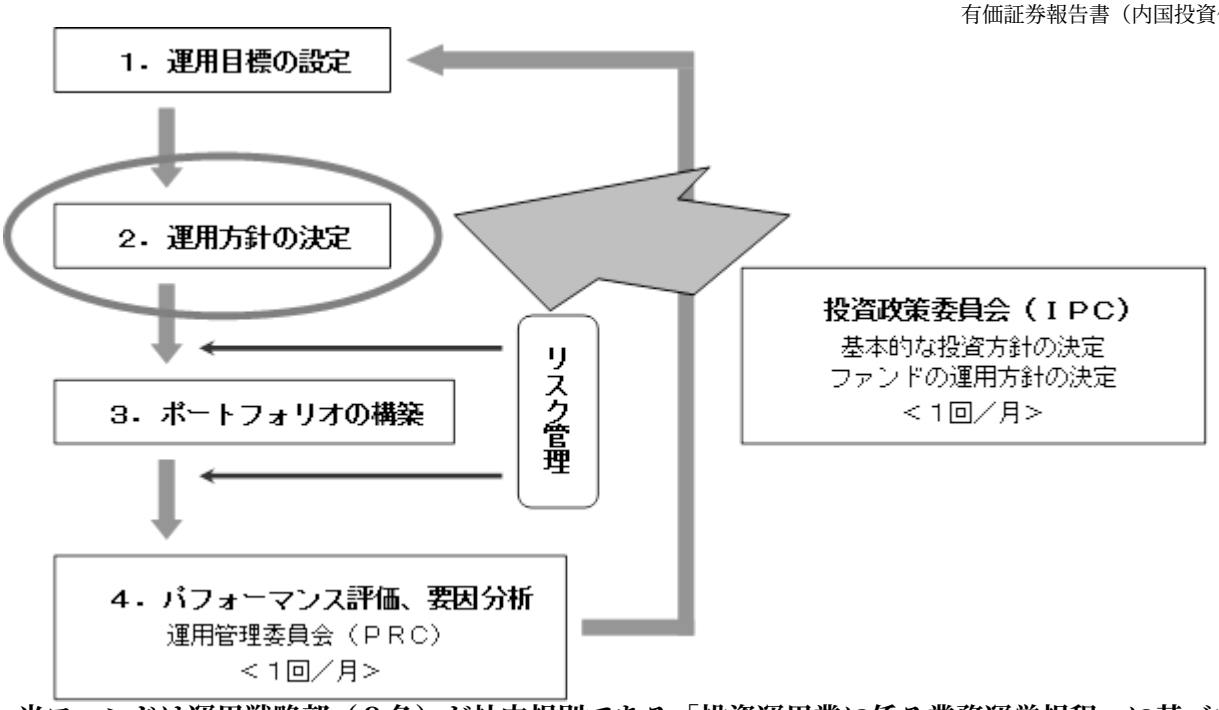

当ファンドは運用戦略部（９名）が社内規則である「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき運用を担当します。また、「東京海上マネープールマザーファンド」は、債券運用部日本債券運用グループ（13名）が、「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき運用を担当します。

運用におけるリスク管理は、運用管理室（５名）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月１回開催される運用管理委員会（管理本部長を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「３ 投資リスク」の「３.管理体制」をご参照ください）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、平成29年１月１日現在）

(4)【分配方針】

●Wプレミアムコース

月１回（原則として毎月14日、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、毎決算時に原則として以下の通り収益分配を行う方針です。ただし、第１期決算時（平成27年７月14日）は、分配を行いません。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。なお、収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、投資方針に基づいて運用を行います。

●プレーンコース

年２回（原則として６月および12月の各14日、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、毎決算時に原則として以下の通り収益分配を行う方針です。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。なお、収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、投資方針に基づいて運用を行います。

●Wプレミアムコース／プレーンコース　共通

① 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

a.配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費（※）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

b.売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費（※）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、そ

の全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

（※）諸経費とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息をいいます。

② 計算期末において信託財産に損失が生じた場合は、次期に繰越します。

③ 分配金は、毎計算期間終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、お支払いします。なお、「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

① 運用の基本方針に基づく制限（約款別紙「運用の基本方針」）

a.株式への直接投資は行いません。

b.外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

c.投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

d.同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 公社債の借入（約款第19条）

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b.上記a.の借入の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。

c.信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d.上記a.の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

③ 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第20条）

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

④ 外国為替予約取引（約款第21条）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑤ 信用リスク集中回避のための投資制限（約款第22条）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑥ 資金の借入（約款第28条）

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b.一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

c.収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

d.借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

１．投資リスク

※以下の記載は、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券を組み入れることにより、当ファンドが間接的に受ける実質的なリスクを含みます。

当ファンドは、主に投資信託証券への投資を通じて外国の株式など値動きのある証券を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。
委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
投資信託は預貯金や保険と異なります。
当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

① 株価変動リスク
株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

② 為替変動リスク
外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

③カバード・コール戦略の利用に伴うリスク
「Wプレミアムコース」固有のリスク
・「Wプレミアムコース」はコール・オプションの売却を行うため、株価の上昇や円安・米ドル高の場合でも、コール・オプションの権利行使価格を超える差益を放棄することになり、コール・オプションの売却をしない場合に比べて投資成果が劣る可能性があります。
・カバード・コール戦略において、コール・オプションの満期日をまたいで株価の水準や円に対する米ドルの価格が変動した際には、その後、株価や円に対する米ドルの価格が当初の水準に戻った場合でも、基準価額は当初の水準を下回る可能性があります。
・換金等に伴いカバード・コール戦略を解消する場合、コストが発生し基準価額が下落する要因となります。
・市場環境、資産規模あるいは大量の資金流出入が発生した場合やその他やむを得ない事情が発生した場合等にはカバード・コール戦略を十分に行えない場合があります。

④ カントリーリスク
投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

⑤ 信用リスク
一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。

⑥ 流動性リスク
受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

２．その他の留意事項

(1) 一般的な留意事項
投資信託は、その商品性格から次の特徴をご理解のうえご購入ください。
・投資信託は株式・公社債などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。
・投資信託は金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。
・投資信託は保険契約および預金ではありません。
・投資信託は保険契約者保護機構の補償対象契約ではありません。
・投資信託は預金保険の対象ではありません。
・登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
・当ファンドは、主に投資信託証券への投資を通じて外国の株式等を実質的な投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組入れた株式の値動きやそれらの株式の発行者の信用状況の変化、

為替相場の変動等の影響により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。
・委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

(2) 法令・税制・会計等の変更可能性
法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(3) その他の留意点
① 取得申込者から販売会社に申込代金が支払われた場合であっても、販売会社より委託会社に対して申込代金の払込が現実になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負わず、かつその後、受託会社に払込がなされるまでは、取得申込者は受益権および受益権に付随するいかなる権利も取得しません。
② 一部解約金、収益分配金および償還金の支払は全て販売会社を通じて行われます。
③ 委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売（申込代金の預り等を含みます。）について責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。
④ 受託会社は、委託会社に収益分配金、一部解約金および償還金を委託会社の指定する預金口座等へ払い込んだ後は、受益者に対し、それらを支払う責任を負いません。
⑤ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
⑥ カバード・コール戦略により得られるオプション・プレミアムの水準は、コール・オプション売却時点の株価水準、為替レート水準、価格変動率、権利行使価格水準、満期までの期間、金利水準、需給等複数の要因により決定されます。
⑦ 当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
⑧ 当ファンドが投資対象とする外国投資信託証券が存続しないこととなる場合は、当該ファンドを繰上償還させます。

３．管理体制
委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。
法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。
これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。

＜リスク管理体制＞

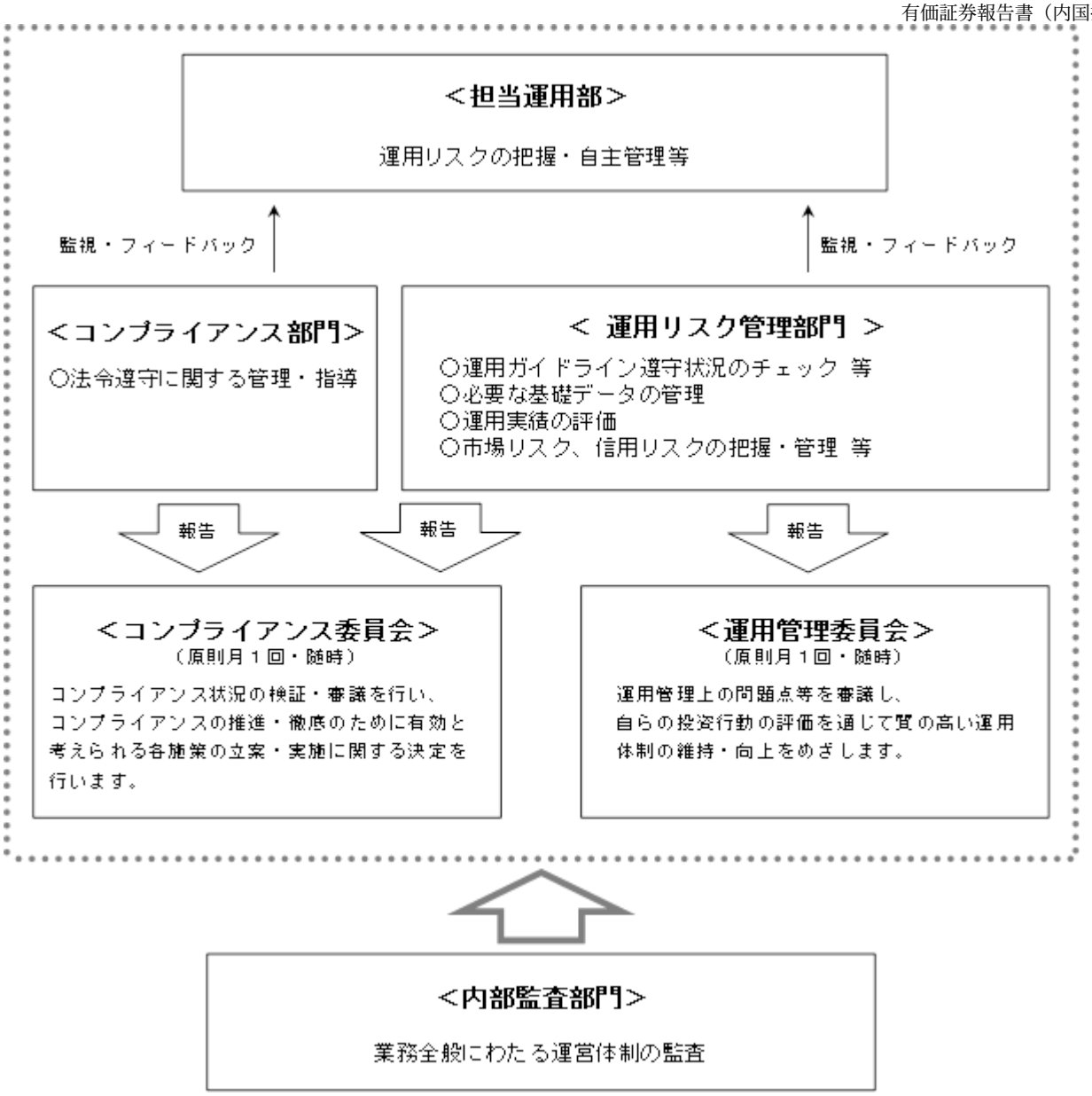
＜担当運用部＞
運用リスクの把握・自主管理等
監視・フィードバック
監視・フィードバック
＜コンプライアンス部門＞
○法令遵守に関する管理・指導
＜ 運用リスク管理部門 ＞
○運用ガイドライン遵守状況のチェック 等
○必要な基礎データの管理
○運用実績の評価
○市場リスク、信用リスクの把握・管理 等
報告
報告
報告
＜コンプライアンス委員会＞
（原則月１回・随時）
コンプライアンス状況の検証・審議を行い、
コンプライアンスの推進・徹底のために有効と
考えられる各施策の立案・実施に関する決定を
行います。
＜運用管理委員会＞
（原則月１回・随時）
運用管理上の問題点等を審議し、
自らの投資行動の評価を通じて質の高い運用
体制の維持・向上をめざします。
＜内部監査部門＞
業務全般にわたる運営体制の監査

参考情報

東京海上・米国高配当成長株式ファンド（Wプレミアムコース）（毎月決算型）

●ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

※過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。
※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。
※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

●ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値(%)	−4.2	15.4	17.9	6.2	3.2	9.3	5.2
最大値(%)	4.5	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値(%)	−11.1	−22.0	−17.5	−27.4	0.5	−12.3	−17.4

※ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
※過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。
※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※ファンドは2016年6月以降の年間騰落率を用いています。

東京海上・米国高配当成長株式ファンド（プレーンコース）（年2回決算型）

●ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

※過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。
※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。
※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

●ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値(%)	−5.0	15.4	17.9	6.2	3.2	9.3	5.2
最大値(%)	9.4	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値(%)	−15.8	−22.0	−17.5	−27.4	0.5	−12.3	−17.4

※ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
※過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。
※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※ファンドは2016年6月以降の年間騰落率を用いています。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

●代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

日本株　：TOPIX（東証株価指数）（配当込み）
TOPIXは東京証券取引所が発表している東証市場第一部全銘柄の動きを捉える株価指数です。TOPIXの指数値および商標は、東京証券取引所の知的財産であり、TOPIXに関するすべての権利およびノウハウは東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、公表の停止、TOPIXの商標の変更、使用の停止を行う場合があります。

先進国株：MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）
MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）とは、MSCI社が発表している日本を除く主要先進国の株式市場の動きを捉える代表的な株価指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI社が発表している新興国の株式市場の動きを捉える代表的な指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

日本国債：NOMURA-BPI（国債）
NOMURA-BPI（国債）は、野村證券が公表する日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI（国債）に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券に帰属します。

先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）はCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）
JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしの指数を採用しています。

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに委託会社が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

① 発行価格に3.24%（税抜３%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。申込手数料には、消費税等が含まれます。
申込手数料は、商品の説明、購入に関する事務コスト等の対価として、申込時にご負担いただくものです。

② 分配金再投資コースの収益分配金の再投資により取得する口数については、手数料はありません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金時（解約時）の手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

●東京海上・米国高配当成長株式ファンド（Wプレミアムコース）（毎月決算型）

① 委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、年率1.026%（税抜0.95%）を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。

② ①の信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③ 信託報酬の配分（税抜）については以下の通りとします。

委託会社＊1	販売会社＊2	受託会社＊3
年率0.33%	年率0.6%	年率0.02%

＊1　委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価
＊2　購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
＊3　運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

④ 当ファンドの信託報酬のほかに、当ファンドが投資対象とする外国投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。投資対象とする外国投資信託証券の信託報酬を加えた実質的な信託報酬の上限は年率2.026%（税込）程度となります。ただし、投資対象とする外国投資信託証券の純資産総額によっては上記報酬率を超える場合があります。（本書作成日現在）

＜参考情報＞当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬（本書作成日現在）

投資信託証券の名称	信託報酬率（年率）

外国投資信託（ケイマン諸島籍） 「ノース・アメリカン・エクイティ・インカム・カバード・コール・ストラテジー・ファンド（Wプレミアムクラス）」	１％（※）
親投資信託 「東京海上マネープールマザーファンド」	信託報酬は ありません

（※）信託報酬等として管理会社、投資顧問会社、受託会社、副投資顧問会社、保管銀行、事務代行会社に対して支払われます。ただし、投資対象とする外国投資信託証券の信託報酬のうち受託会社に対して支払う報酬（年率0.01%）が年額10,000米ドルに満たない場合は10,000米ドル、保管銀行および事務代行会社に対して支払う報酬（年率0.09%）が年額50,000米ドルに満たない場合は50,000米ドルとなりますので、外国投資信託証券の純資産総額によっては上記報酬率を超える場合があります。

上記のほか、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の費用も別途かかります。なお、当ファンドが上記の各投資信託証券を取得するに際しては、申込手数料はかかりません。

●東京海上・米国高配当成長株式ファンド（プレーンコース）（年２回決算型）

① 委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、年率1.7388%（税抜1.61%）を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。

② ①の信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③ 信託報酬の配分（税抜）については以下の通りとします。

委託会社＊1	販売会社＊2	受託会社＊3
年率0.99%	年率0.6%	年率0.02%

＊１ 委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価
＊２ 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
＊３ 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

④ 投資対象とする外国投資信託証券にかかる信託報酬相当額（外国投資信託証券の時価評価額に対して年率0.66%を乗じて得た額）は、委託会社が受ける報酬から当該外国投資信託証券の管理会社に対して支払います。（本書作成日現在）

＜参考情報＞当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬（本書作成日現在）

投資信託証券の名称	信託報酬率 （年率）
外国投資証券（ルクセンブルグ籍） 「ノース・アメリカン・エクイティ・インカム・ファンド（クラスＸ５）」	信託報酬は ありません
親投資信託 「東京海上マネープールマザーファンド」	信託報酬は ありません

上記のほか、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の費用も別途かかります。なお、当ファンドが上記の各投資信託証券を取得するに際しては、申込手数料はかかりません。

(4)【その他の手数料等】

① 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用であり、毎日、純資産総額に対し、年率0.0108%（税抜0.01%）を乗じて得た金額（ただし、年97.2万円（税抜90万円）の１日分相当額を上限とします。）を計上し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

② 信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用等（全て消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

④ 信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

※監査費用を除くその他の手数料等については実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者たる個人または内国法人である受益者に対する課税については、株式投資信託として以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。また、以下は一般的な記載に過ぎませんので、課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

＜個人の受益者に対する課税＞

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%、地方税５%）の税率による源泉徴収が行われます。申告不要制度の適用がありますが、総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。いずれの場合も配当控除の適用はありません。申告分離課税を選択した場合の税率は、20.315%（所得税15.315%、地方税５%）となります。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（※１）は課税されません。

解約時および償還時の譲渡益（解約時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）は、その全額が譲渡所得等の金額とみなされ課税が行われます。譲渡所得等については、20.315%（所得税15.315%、地方税５%）の税率による申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）での取扱いも可能です。）。

なお、解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の譲渡益については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託や上場株式等から生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアＮＩＳＡ」をご利用の場合、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託や上場株式等から生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

平成28年１月１日以降、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子や売却等による所得が申告分離課税（20.315%（所得税15.315%、地方税５%））の対象とされ、これらの所得間、上場株式等の譲渡所得等および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算ならびに特定公社債等の譲渡損失の金額についての繰越控除ができることとなりました。

＜法人の受益者に対する課税＞

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」（※２）超過額については、15.315%の税率による所得税の源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（※１）は課税されません。
なお、益金不算入制度の適用はありません。

（※１）「元本払戻金（特別分配金）」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回る場合、収益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。この場合、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
（※２）「各受益者の個別元本」とは、原則として各受益者の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、元本払戻金（特別分配金）が支払われた際に調整されます。

＊上記は、平成28年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

5【運用状況】

以下は平成28年12月30日現在の運用状況です。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

東京海上・米国高配当成長株式ファンド（Wプレミアムコース）（毎月決算型）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン	3,613,048,320	98.93
親投資信託受益証券	日本	1,000,199	0.02
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		37,874,666	1.03
合計（純資産総額）		3,651,923,185	100.00

東京海上・米国高配当成長株式ファンド（プレーンコース）（年２回決算型）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	ルクセンブルク	5,826,378,657	98.88
親投資信託受益証券	日本	1,000,199	0.01
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		64,426,155	1.09
合計（純資産総額）		5,891,805,011	100.00

（ご参考：親投資信託の投資状況）
東京海上・米国高配当成長株式ファンド（Wプレミアムコース）（毎月決算型）、東京海上・米国高配当成長株式ファンド（プレーンコース）（年２回決算型）が主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

東京海上マネープールマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
地方債証券	日本	64,087,100	58.39
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		45,651,515	41.60
合計（純資産総額）		109,738,615	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a.主要銘柄の明細

東京海上・米国高配当成長株式ファンド（Wプレミアムコース）（毎月決算型）

順位	銘柄名	地域	種類	数量	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	North American Equity Income Covered Call Strategy Fund W Premium Class	ケイマン	投資信託受益証券	441,045.9375	8,224	3,627,161,790	8,192	3,613,048,320	98.93
2	東京海上マネープールマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	996,711	1.0035	1,000,199	1.0035	1,000,199	0.02

東京海上・米国高配当成長株式ファンド（プレーンコース）（年２回決算型）

順位	銘柄名	地域	種類	数量	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	North American Equity Income Fund Class X5	ルクセンブルク	投資証券	5,306,355.79	1,099.24	5,832,986,383	1,098.00	5,826,378,657	98.88

2	東京海上マネープールマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	996,711	1.0035	1,000,199	1.0035	1,000,199	0.01

b.投資有価証券の種類
東京海上・米国高配当成長株式ファンド（Wプレミアムコース）（毎月決算型）

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.93
親投資信託受益証券	0.02
合　　計	98.96

東京海上・米国高配当成長株式ファンド（プレーンコース）（年２回決算型）

種類	投資比率(%)
投資証券	98.88
親投資信託受益証券	0.01
合　　計	98.90

②【投資不動産物件】
東京海上・米国高配当成長株式ファンド（Wプレミアムコース）（毎月決算型）
　該当事項はありません。

東京海上・米国高配当成長株式ファンド（プレーンコース）（年２回決算型）
　該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
東京海上・米国高配当成長株式ファンド（Wプレミアムコース）（毎月決算型）
　該当事項はありません。

東京海上・米国高配当成長株式ファンド（プレーンコース）（年２回決算型）
　該当事項はありません。

（ご参考：親投資信託の投資資産）
①投資有価証券の主要銘柄
a.主要銘柄の明細
東京海上マネープールマザーファンド

順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
							単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	第２９回東京都公募公債（５年）	日本	地方債証券	0.35	2017/03/17	20,000,000	100.07	20,015,000	100.07	20,014,400	18.23
2	平成２３年度第２回あいち県民債	日本	地方債証券	0.38	2017/02/28	20,000,000	100.06	20,012,800	100.03	20,007,200	18.23
3	平成１８年度第２回広島県公募公債	日本	地方債証券	1.90	2017/01/30	14,000,000	100.51	14,072,240	100.16	14,022,400	12.77
4	平成１８年度第８回静岡県公募公債	日本	地方債証券	1.79	2017/03/28	10,000,000	100.51	10,051,800	100.43	10,043,100	9.15

b.投資有価証券の種類
東京海上マネープールマザーファンド

種類	投資比率(%)
地方債証券	58.39
合　　計	58.39

②投資不動産物件
東京海上マネープールマザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの
東京海上マネープールマザーファンド
該当事項はありません。

(3)【運用実績】
①【純資産の推移】
東京海上・米国高配当成長株式ファンド（Wプレミアムコース）（毎月決算型）

期	年月日	純資産総額（百万円）（分配落）	純資産総額（百万円）（分配付）	1口当たり純資産額(円)（分配落）	1口当たり純資産額(円)（分配付）
第1特定期間末	(平成27年12月14日)	5,849	6,106	0.9001	0.9426
第2特定期間末	(平成28年 6月14日)	4,415	4,725	0.7907	0.8417
第3特定期間末	(平成28年12月14日)	3,894	4,143	0.8541	0.9051
平成27年12月末日		6,033	－	0.9244	－
平成28年 1月末日		5,354	－	0.8340	－
2月末日		5,102	－	0.8152	－
3月末日		4,995	－	0.8372	－
4月末日		4,979	－	0.8464	－
5月末日		4,808	－	0.8369	－
6月末日		4,251	－	0.7724	－
7月末日		4,246	－	0.8020	－
8月末日		3,956	－	0.7838	－
9月末日		3,601	－	0.7594	－
10月末日		3,558	－	0.7697	－
11月末日		3,832	－	0.8278	－
12月末日		3,651	－	0.8503	－

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した金額です。

東京海上・米国高配当成長株式ファンド（プレーンコース）（年２回決算型）

期	年月日	純資産総額（百万円）（分配落）	純資産総額（百万円）（分配付）	1口当たり純資産額(円)（分配落）	1口当たり純資産額(円)（分配付）
第1計算期間末	(平成27年12月14日)	3,635	3,635	0.9481	0.9481
第2計算期間末	(平成28年 6月14日)	2,638	2,638	0.8658	0.8658
第3計算期間末	(平成28年12月14日)	4,334	4,334	1.0512	1.0512
平成27年12月末日		3,711	－	0.9670	－
平成28年 1月末日		3,286	－	0.8776	－
2月末日		3,023	－	0.8626	－
3月末日		3,012	－	0.8959	－
4月末日		2,999	－	0.9105	－
5月末日		2,860	－	0.9093	－
6月末日		2,423	－	0.8275	－
7月末日		2,514	－	0.8809	－
8月末日		2,359	－	0.8741	－
9月末日		2,149	－	0.8515	－
10月末日		2,077	－	0.8769	－

11月末日	3,290	－	0.9903	－
12月末日	5,891	－	1.0583	－

②【分配の推移】
東京海上・米国高配当成長株式ファンド（Wプレミアムコース）（毎月決算型）

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成27年 6月19日～平成27年12月14日	0.0425
第2特定期間	平成27年12月15日～平成28年 6月14日	0.0510
第3特定期間	平成28年 6月15日～平成28年12月14日	0.0510

東京海上・米国高配当成長株式ファンド（プレーンコース）（年２回決算型）
該当事項はありません。

③【収益率の推移】
東京海上・米国高配当成長株式ファンド（Wプレミアムコース）（毎月決算型）

期	計算期間	収益率（%）（分配付）
第1特定期間	平成27年 6月19日～平成27年12月14日	△5.7
第2特定期間	平成27年12月15日～平成28年 6月14日	△6.5
第3特定期間	平成28年 6月15日～平成28年12月14日	14.5

(注)収益率とは、特定期間末の基準価額（分配付）から、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落。以下、「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除した数値に100を乗じた数値です。

東京海上・米国高配当成長株式ファンド（プレーンコース）（年２回決算型）

期	計算期間	収益率（%）（分配付）
第1計算期間	平成27年 6月19日～平成27年12月14日	△5.2
第2計算期間	平成27年12月15日～平成28年 6月14日	△8.7
第3計算期間	平成28年 6月15日～平成28年12月14日	21.4

(4)【設定及び解約の実績】
東京海上・米国高配当成長株式ファンド（Wプレミアムコース）（毎月決算型）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1特定期間	平成27年 6月19日～平成27年12月14日	6,694,401,762	196,444,573	6,497,957,189
第2特定期間	平成27年12月15日～平成28年 6月14日	448,684,987	1,361,668,745	5,584,973,431
第3特定期間	平成28年 6月15日～平成28年12月14日	356,350,901	1,381,631,963	4,559,692,369

東京海上・米国高配当成長株式ファンド（プレーンコース）（年２回決算型）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間	平成27年 6月19日～平成27年12月14日	3,939,405,569	104,807,284	3,834,598,285
第2計算期間	平成27年12月15日～平成28年 6月14日	210,865,856	997,752,394	3,047,711,747
第3計算期間	平成28年 6月15日～平成28年12月14日	1,981,789,346	905,820,060	4,123,681,033

＜参考情報＞ （平成28年12月30日現在）

東京海上・米国高配当成長株式ファンド(Wプレミアムコース)(毎月決算型)

基準価額、パフォーマンス等の状況

●基準価額・純資産総額の推移

※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
※上記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
※基準価額は1万口当たりで表示しています。
※設定日は2015年6月19日です。

●騰落率(税引前分配金再投資、%)

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
ファンド	+3.74	+15.59	+17.43	+4.47	−	+1.11

※ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の投資家利回りとは異なります。

●基準価額・純資産総額

基準価額	8,503円
純資産総額	3,652百万円

●分配の推移(1万口当たり、税引前)

2016/1	2016/2	2016/3	2016/4	2016/5	2016/6	2016/7
85円	85円	85円	85円	85円	85円	85円
2016/8	2016/9	2016/10	2016/11	2016/12	設定来累計	
85円	85円	85円	85円	85円	1,445円	

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

●主要な資産の状況

資産名	比率(%)
ノース・アメリカン・エクイティ・インカム・カバード・コール・ストラテジー・ファンド(Wプレミアムクラス)	98.9
東京海上マネープールマザーファンド	0.0
短期金融資産等	1.0
合計	100.0

※比率は純資産総額に占める割合です。四捨五入で表記していますので、個々の数字の合計が100%にならない場合があります。
※短期金融資産等は、組入有価証券以外のものです。追加設定の影響等により、マイナスになる場合があります。

主要な資産の状況

※基準価額算定の基準で記載しています。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行っており、ノース・アメリカン・エクイティ・インカム・カバード・コール・ストラテジー・ファンド(Wプレミアムクラス)の資産の状況を記載しています。

●資産構成

資産	比率(%)
株式	96.9
株式先物	−
短期金融資産等	3.1
合計	100.0

●組入上位 5カ国

	国名	比率(%)
1	アメリカ	87.0
2	イギリス	3.1
3	フランス	2.0
4	韓国	1.9
5	カナダ	1.7

予想配当利回り(%)
2.6

※上記配当利回りは組入投資信託証券で適用される源泉税率等を考慮していません。従って税金等の控除後は上記利回りをそのまま享受できるわけではありません。
※時価総額に対する値です。

●組入上位 10業種

	業種名	比率(%)
1	金融	27.4
2	ヘルスケア	14.6
3	エネルギー	12.1
4	資本財・サービス	10.2
5	情報技術	9.4
6	生活必需品	7.0
7	一般消費財・サービス	5.4
8	公益事業	4.9
9	素材	3.4
10	電気通信サービス	2.2

●組入上位 10銘柄

	銘柄名	国名	業種名	比率(%)
1	BANK OF AMERICA CORP	アメリカ	金融	4.2
2	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	金融	3.9
3	PFIZER INC	アメリカ	ヘルスケア	3.4
4	WELLS FARGO & CO	アメリカ	金融	2.9
5	CITIGROUP INC	アメリカ	金融	2.8
6	GENERAL ELECTRIC CO	アメリカ	資本財・サービス	2.7
7	MICROSOFT CORP	アメリカ	情報技術	2.2
8	MERCK & CO. INC.	アメリカ	ヘルスケア	2.0
9	ORACLE CORP	アメリカ	情報技術	2.0
10	ANTHEM INC	アメリカ	ヘルスケア	1.9

組入銘柄数	90

※比率は、純資産総額に占める割合です。四捨五入で表記していますので、個々の数字の合計が100%にならない場合があります。
※資産構成の短期金融資産等は、組入有価証券以外のものです。
※業種名はMSCI セクター分類です。

年間収益率の推移

※当ファンドにはベンチマークがありません。

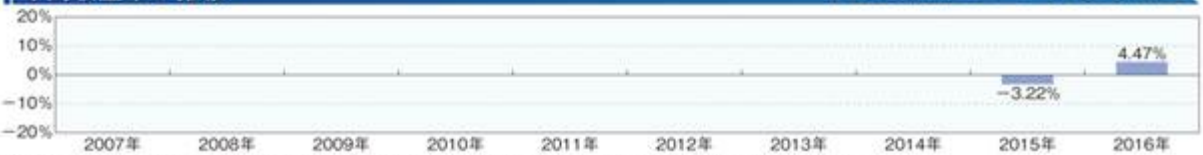

※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しており、設定日以降を表示しています。
※設定年は設定時と年末の騰落率です。当年は昨年末と基準日の騰落率です。
※上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

東京海上・米国高配当成長株式ファンド（ブレーンコース）（年2回決算型）

基準価額、パフォーマンス等の状況

●基準価額・純資産総額の推移

※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
※上記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
※基準価額は1万口当たりで表示しています。
※設定日は2015年6月19日です。

●騰落率（税引前分配金再投資、%）

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
ファンド	+6.87	+24.29	+27.89	+9.44	－	+5.83

※ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の投資家利回りとは異なります。

●基準価額・純資産総額

基準価額	10,583円
純資産総額	5,892百万円

●分配の推移（1万口当たり、税引前）

第1期	2015年12月14日	0円
第2期	2016年 6 月14日	0円
第3期	2016年12月14日	0円
第4期	2017年 6 月14日	
第5期	2017年12月14日	
設定来累計		分配実績なし

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

●主要な資産の状況

資産名	比率(%)
ノース・アメリカン・エクイティ・インカム・ファンド（クラスX5）	98.9
東京海上マネープールマザーファンド	0.0
短期金融資産等	1.1
合計	100.0

※比率は純資産総額に占める割合です。四捨五入で表記していますので、個々の数字の合計が100%にならない場合があります。
※短期金融資産等は、組入有価証券以外のものです。追加設定の影響等により、マイナスになる場合があります。

主要な資産の状況

※現地月末データを使用しています。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行っており、ノース・アメリカン・エクイティ・インカム・ファンド（クラスX5）の資産の状況を記載しています。

●資産構成

資産	比率(%)
株式	95.5
短期金融資産等	4.5
合計	100.0

●組入上位 5カ国

	国名	比率(%)
1	アメリカ	85.6
2	イギリス	3.1
3	フランス	2.0
4	韓国	1.9
5	カナダ	1.7

予想配当利回り(%)
2.6

※上記配当利回りは組入投資信託証券で適用される源泉税率等を考慮していません。従って税金等の控除後は上記利回りをそのまま享受できるわけではありません。
※時価総額に対する値です。

●組入上位 10業種

	業種名	比率(%)
1	金融	27.5
2	ヘルスケア	13.6
3	エネルギー	12.0
4	資本財・サービス	10.1
5	情報技術	9.4
6	生活必需品	7.0
7	一般消費財・サービス	5.3
8	公益事業	4.8
9	素材	3.4
10	電気通信サービス	2.1

●組入上位 10銘柄

	銘柄名	国名	業種名	比率(%)
1	BANK OF AMERICA CORP	アメリカ	金融	4.3
2	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	金融	3.9
3	PFIZER INC	アメリカ	ヘルスケア	3.4
4	WELLS FARGO & CO	アメリカ	金融	2.9
5	CITIGROUP INC	アメリカ	金融	2.8
6	GENERAL ELECTRIC CO	アメリカ	資本財・サービス	2.6
7	MICROSOFT CORP	アメリカ	情報技術	2.2
8	ORACLE CORP	アメリカ	情報技術	2.0
9	MERCK & CO. INC.	アメリカ	ヘルスケア	2.0
10	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	アメリカ	エネルギー	1.8

組入銘柄数	89

※比率は、純資産総額に占める割合です。四捨五入で表記していますので、個々の数字の合計が100%にならない場合があります。
※資産構成の短期金融資産等は、組入有価証券以外のものです。
※業種名はMSCI セクター分類です。
※ブラックロックが提供する情報およびブルームバーグのデータを基に作成しています。

年間収益率の推移

※当ファンドにはベンチマークがありません。

※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しており、設定日以降を表示しています。
※設定年は設定時と年末の騰落率です。当年は昨年末と基準日の騰落率です。
※上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

※最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

a.毎営業日にお申込みを受け付けます。ただし、お申込み日が以下の日のいずれかに該当する場合には、取得（スイッチングを含みます。）のお申込みの受付を行いません。
・ニューヨーク証券取引所の休業日
・ニューヨークの銀行の休業日
・ルクセンブルグ証券取引所の休業日
・ルクセンブルグの銀行の休業日

・12月24日

b.申込方法には、収益分配金の受取方法によって、以下の２種類のコースがあります。

分配金受取りコース	分配金を受け取るコースです。
分配金再投資コース	分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコースです。

c.販売会社やお申込みのコース等によって申込単位は異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、分配金再投資コースにおける収益分配金の再投資に際しては、１口単位で取得することができます。

d.取得申込の受付は、原則として午後３時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては翌営業日受付の取扱いとなります。

e.受益権の取得申込価額は以下の通りです。
取得申込受付日の翌営業日の基準価額
基準価額は原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。
●委託会社のお問い合わせ先（委託会社サービスデスク）
東京海上アセットマネジメント　サービスデスク
０１２０－７１２－０１６（土日祝日・年末年始を除く９時～17時）

f.申込手数料は、発行価格に3.24%（税抜３％）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

g.上記にかかわらず、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込（スイッチングを含みます。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込（スイッチングを含みます。）の受付を取り消すことができます。

h.取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関等への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

i.定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

j.各ファンド間でスイッチングが可能です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

２【換金（解約）手続等】

a.受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求（解約請求）の方法によりご換金の請求を行うことができます。

b.ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求については、販売会社にお問い合わせください。

c.解約請求による換金のお申込みは、毎営業日に行うことができます。ただし、解約請求日が以下の日のいずれかに該当する場合には、お申込みの受付を行いません。
・ニューヨーク証券取引所の休業日
・ニューヨークの銀行の休業日
・ルクセンブルグ証券取引所の休業日
・ルクセンブルグの銀行の休業日
・12月24日

d.解約単位は、販売会社やお申込みのコース等によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

e.解約請求のお申込みの受付は、原則として午後３時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日受付としてお取扱いします。

f.解約時の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
※信託財産留保額はありません。

g.解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

h.解約にかかる手数料はありません。

i.解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して６営業日目から、お支払いします。

j.委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよび既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができま

す。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日を解約請求受付日とする解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。

k.信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

l.受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

a.基準価額とは、受益権１口当たりの純資産価額（純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額）をいいます。ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

b.純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜主要投資対象資産の評価方法＞

対象	評価方法
投資信託証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日に知りうる直近の日における当該投資信託証券の基準価額で評価します。
マザーファンド受益証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

c.基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として、平成27年６月19日から平成32年６月12日までとします。ただし、後記「(5)その他 ①信託の終了（繰上償還）」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

●東京海上・米国高配当成長株式ファンド（Wプレミアムコース）（毎月決算型）
原則として、毎月15日から翌月14日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日（※）を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。

●東京海上・米国高配当成長株式ファンド（プレーンコース）（年２回決算型）
原則として、毎年６月15日から12月14日まで、12月15日から翌年６月14日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日（※）を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。

（※）法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

(5)【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

a.委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより各ファンドの受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b.委託会社は、各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券が存続しないこととなる場合には、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

c.委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定

め、当該決議の日の２週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

d.上記c.の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下d.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

e.上記c.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

f.上記c.からe.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c.からe.までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

g.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。

h.上記g.の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「②信託約款の変更」b.の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

i.受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

j.委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

a.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「②信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

b.委託会社は、上記a.の事項（上記a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a.の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c.上記b.の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d.上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

e.書面決議の効力は、信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

f.上記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

g.上記a.からf.までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③ 関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、１年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

④ 運用報告書

●東京海上・米国高配当成長株式ファンド（Wプレミアムコース）（毎月決算型）

a.６月・12月の決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、知れている受益者に対して、販売会社から、あらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。

b.委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページ（http://www.tokiomarineam.co.jp/）に掲載します。

c.上記b.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合は、交付します。

●東京海上・米国高配当成長株式ファンド（プレーンコース）（年２回決算型）

a.毎決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、知れている受益者に対して、販売会社から、あらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。

b.委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページ（http://www.tokiomarineam.co.jp/）に掲載します。

c.上記b.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合は、交付します。

⑤ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（http://www.tokiomarineam.co.jp/）に掲載します。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

４【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

① 収益分配金の請求権

収益分配金は、毎計算期間終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、お支払いします。ただし、受益者が収益分配金について、上記に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。なお、分配金再投資コースの収益分配金は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金の請求権

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して５営業日まで）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

③ 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「２ 換金（解約）手続等」をご参照ください。

④ 買取請求権

一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

第３【ファンドの経理状況】

東京海上・米国高配当成長株式ファンド（Wプレミアムコース）（毎月決算型）

(1)　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)　当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

(3)　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、当特定期間（平成28年6月15日から平成28年12月14日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

東京海上・米国高配当成長株式ファンド（プレーンコース）（年２回決算型）

(1)　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)　当ファンドの計算期間は、6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

(3)　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第3期計算期間（平成28年6月15日から平成28年12月14日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】
【東京海上・米国高配当成長株式ファンド（Wプレミアムコース）（毎月決算型）】
(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [平成28年 6月14日現在]	当期 [平成28年12月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	126,949,437	104,663,406
投資信託受益証券	4,349,491,392	3,825,984,181
親投資信託受益証券	1,000,199	1,000,199
未収入金	50,000,000	40,000,000
流動資産合計	4,527,441,028	3,971,647,786
資産合計	4,527,441,028	3,971,647,786
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	47,472,274	38,757,385
未払解約金	60,287,737	35,222,171
未払受託者報酬	80,895	67,590
未払委託者報酬	3,761,717	3,142,872
未払利息	301	142
その他未払費用	42,515	33,780
流動負債合計	111,645,439	77,223,940
負債合計	111,645,439	77,223,940
純資産の部		
元本等		
元本	※1 5,584,973,431	※1 4,559,692,369
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △1,169,177,842	※2 △665,268,523
（分配準備積立金）	96,950,884	130,374,444
元本等合計	4,415,795,589	3,894,423,846
純資産合計	4,415,795,589	3,894,423,846
負債純資産合計	4,527,441,028	3,971,647,786

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成27年12月15日 至 平成28年 6月14日	当期 自 平成28年 6月15日 至 平成28年12月14日
営業収益		
受取配当金	404,874,940	331,890,732
受取利息	8,865	565
有価証券売買等損益	△754,347,678	211,492,789
営業収益合計	△349,463,873	543,384,086
営業費用		
支払利息	9,762	32,010
受託者報酬	556,833	423,238
委託者報酬	25,892,700	19,680,553
その他費用	280,408	211,645
営業費用合計	26,739,703	20,347,446
営業利益又は営業損失（△）	△376,203,576	523,036,640
経常利益又は経常損失（△）	△376,203,576	523,036,640
当期純利益又は当期純損失（△）	△376,203,576	523,036,640
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	7,600,501	9,428,681
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△648,845,413	△1,169,177,842
剰余金増加額又は欠損金減少額	237,890,521	309,208,540
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	237,890,521	309,208,540
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	64,436,722	69,394,393
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	64,436,722	69,394,393
分配金	※1 309,982,151	※1 249,512,787
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,169,177,842	△665,268,523

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　　分	当期 自 平成28年 6月15日 至 平成28年12月14日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　　分	前期 [平成28年 6月14日現在]	当期 [平成28年12月14日現在]
1.※1 期首元本額	6,497,957,189円	5,584,973,431円
期中追加設定元本額	448,684,987円	356,350,901円
期中一部解約元本額	1,361,668,745円	1,381,631,963円
2.※1 特定期間末日における受益権の総数	5,584,973,431口	4,559,692,369口
3.※2 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,169,177,842円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は665,268,523円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 平成27年12月15日 至 平成28年 6月14日	当期 自 平成28年 6月15日 至 平成28年12月14日
※1　分配金の計算過程 （平成27年12月15日から平成28年1月14日までの分配金計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（65,914,426円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（8,378,999円）及び分配準備積立金（43,021,617円）より、分配対象額は117,315,042円（１万口当たり179.52円）であり、うち55,541,308円(１万口当たり85円)を分配金額としております。	※1　分配金の計算過程 （平成28年6月15日から平成28年7月14日までの分配金計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（56,063,379円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（10,110,860円）及び分配準備積立金（92,760,881円）より、分配対象額は158,935,120円（１万口当たり295.71円）であり、うち45,682,641円(１万口当たり85円)を分配金額としております。
（平成28年1月15日から平成28年2月15日までの分配金計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（65,064,507円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（9,080,402円）及び分配準備積立金（51,117,564円）より、分配対象額は125,262,473円（１万口当たり196.71円）であり、うち54,124,540円(１万口当たり85円)を分配金額としております。	（平成28年7月15日から平成28年8月15日までの分配金計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（54,145,005円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（10,874,804円）及び分配準備積立金（98,613,117円）より、分配対象額は163,632,926円（１万口当たり314.93円）であり、うち44,163,857円(１万口当たり85円)を分配金額としております。

（平成28年2月16日から平成28年3月14日までの分配金計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（67,787,306円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（9,369,527円）及び分配準備積立金（60,156,440円）より、分配対象額は137,313,273円（１万口当たり220.75円）であり、うち52,870,060円(１万口当たり85円)を分配金額としております。	（平成28年8月16日から平成28年9月14日までの分配金計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（51,853,283円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（11,201,754円）及び分配準備積立金（102,564,649円）より、分配対象額は165,619,686円（１万口当たり335.11円）であり、うち42,007,859円(１万口当たり85円)を分配金額としております。
（平成28年3月15日から平成28年4月14日までの分配金計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（60,760,945円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（9,337,508円）及び分配準備積立金（70,696,697円）より、分配対象額は140,795,150円（１万口当たり238.92円）であり、うち50,086,139円(１万口当たり85円)を分配金額としております。	（平成28年9月15日から平成28年10月14日までの分配金計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（49,771,894円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（11,499,165円）及び分配準備積立金（106,175,649円）より、分配対象額は167,446,708円（１万口当たり355.90円）であり、うち39,990,285円(１万口当たり85円)を分配金額としております。
（平成28年4月15日から平成28年5月16日までの分配金計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（60,519,259円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（9,641,757円）及び分配準備積立金（80,708,094円）より、分配対象額は150,869,110円（１万口当たり257.04円）であり、うち49,887,830円(１万口当たり85円)を分配金額としております。	（平成28年10月15日から平成28年11月14日までの分配金計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（50,534,188円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（11,582,571円）及び分配準備積立金（112,433,409円）より、分配対象額は174,550,168円（１万口当たり381.29円）であり、うち38,910,760円(１万口当たり85円)を分配金額としております。
（平成28年5月17日から平成28年6月14日までの分配金計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（58,219,072円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（9,950,685円）及び分配準備積立金（86,204,086円）より、分配対象額は154,373,843円（１万口当たり276.40円）であり、うち47,472,274円(１万口当たり85円)を分配金額としております。	（平成28年11月15日から平成28年12月14日までの分配金計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（50,167,434円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（16,701,435円）及び分配準備積立金（118,964,395円）より、分配対象額は185,833,264円（１万口当たり407.54円）であり、うち38,757,385円(１万口当たり85円)を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

I．金融商品の状況に関する事項

区　　分	前期 自 平成27年12月15日 至 平成28年 6月14日	当期 自 平成28年 6月15日 至 平成28年12月14日

1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2．金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

区　　分	前期 [平成28年 6月14日現在]	当期 [平成28年12月14日現在]
1．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2．時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左

	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
前期（自 平成27年12月15日　至 平成28年6月14日）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△94,652,144
親投資信託受益証券	100
合計	△94,652,044

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当期（自 平成28年6月15日　至 平成28年12月14日）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	300,961,295
親投資信託受益証券	199
合計	300,961,494

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

（1口当たり情報に関する注記）

前期 [平成28年 6月14日現在]	当期 [平成28年12月14日現在]
1口当たり純資産額　0.7907円 （1万口当たり純資産額　7,907円）	1口当たり純資産額　0.8541円 （1万口当たり純資産額　8,541円）

(4)【附属明細表】

第1　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	North American Equity Income Covered Call Strategy Fund W Premium Class	465,221.8119	3,825,984,181	
投資信託受益証券 合計		465,221.8119	3,825,984,181	
親投資信託受益証券	東京海上マネープールマザーファンド	996,711.0000	1,000,199	
親投資信託受益証券 合計		996,711.0000	1,000,199	
合計		1,461,932.8119	3,826,984,380	

第2　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【東京海上・米国高配当成長株式ファンド（プレーンコース）（年２回決算型）】
(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 [平成28年 6月14日現在]	第3期 [平成28年12月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	80,495,133	264,760,778
投資証券	2,548,196,046	4,312,986,383
親投資信託受益証券	1,000,199	1,000,199
未収入金	110,000,000	―
流動資産合計	2,739,691,378	4,578,747,360
資産合計	2,739,691,378	4,578,747,360
負債の部		
流動負債		
未払金	―	150,000,000
未払解約金	73,695,224	72,210,315
未払受託者報酬	335,134	266,170
未払委託者報酬	26,643,021	21,160,555
未払利息	190	360
その他未払費用	168,724	132,996
流動負債合計	100,842,293	243,770,396
負債合計	100,842,293	243,770,396
純資産の部		
元本等		
元本	※1 3,047,711,747	※1 4,123,681,033
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △408,862,662	※2 211,295,931
（分配準備積立金）	3,507,628	258,334,497
元本等合計	2,638,849,085	4,334,976,964
純資産合計	2,638,849,085	4,334,976,964
負債純資産合計	2,739,691,378	4,578,747,360

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期 自 平成27年12月15日 至 平成28年 6月14日	第3期 自 平成28年 6月15日 至 平成28年12月14日
営業収益		
受取配当金	32,872,385	22,146,675
受取利息	6,419	394
有価証券売買等損益	△317,863,444	534,790,337
営業収益合計	△284,984,640	556,937,406
営業費用		
支払利息	8,228	33,368
受託者報酬	335,134	266,170
委託者報酬	26,643,021	21,160,555
その他費用	168,724	133,163
営業費用合計	27,155,107	21,593,256
営業利益又は営業損失（△）	△312,139,747	535,344,150
経常利益又は経常損失（△）	△312,139,747	535,344,150
当期純利益又は当期純損失（△）	△312,139,747	535,344,150
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△64,751,174	13,173,139
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△198,927,852	△408,862,662
剰余金増加額又は欠損金減少額	52,086,285	114,550,966
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	52,086,285	114,550,966
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	14,632,522	16,563,384
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	14,632,522	16,563,384
分配金	※1 －	※1 －
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△408,862,662	211,295,931

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　　分	第3期 自 平成28年 6月15日 至 平成28年12月14日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　　分	第2期 [平成28年 6月14日現在]	第3期 [平成28年12月14日現在]
1.※1 期首元本額	3,834,598,285円	3,047,711,747円
期中追加設定元本額	210,865,856円	1,981,789,346円
期中一部解約元本額	997,752,394円	905,820,060円
2.※1 計算期間末日における受益権の総数	3,047,711,747口	4,123,681,033口
3.※2 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は408,862,662円であります。	―

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第2期 自 平成27年12月15日 至 平成28年 6月14日	第3期 自 平成28年 6月15日 至 平成28年12月14日
※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,507,628円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（2,725,285円）及び分配準備積立金（0円）より、分配対象額は6,232,913円（１万口当たり20.44円）でありますが、分配を行っておりません。	※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（19,770,372円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（236,024,798円）、投資信託約款に規定される収益調整金（7,662,415円）及び分配準備積立金（2,539,327円）より、分配対象額は265,996,912円（１万口当たり645.03円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

区　　分	第2期 自 平成27年12月15日 至 平成28年 6月14日	第3期 自 平成28年 6月15日 至 平成28年12月14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左

2．金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

区　　分	第2期 [平成28年 6月14日現在]	第3期 [平成28年12月14日現在]
1．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2．時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
第2期（自 平成27年12月15日　至 平成28年6月14日）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△249,156,946
親投資信託受益証券	100
合計	△249,156,846

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第3期（自 平成28年6月15日　至 平成28年12月14日）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	536,763,418
親投資信託受益証券	―
合計	536,763,418

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

（1口当たり情報に関する注記）

第2期 [平成28年 6月14日現在]		第3期 [平成28年12月14日現在]	
1口当たり純資産額	0.8658円	1口当たり純資産額	1.0512円
（1万口当たり純資産額	8,658円）	（1万口当たり純資産額	10,512円）

(4)【附属明細表】

第1　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	North American Equity Income Fund Class X5	3,938,800.3500	4,312,986,383	
投資証券 合計		3,938,800.3500	4,312,986,383	
親投資信託受益証券	東京海上マネープールマザーファンド	996,711.0000	1,000,199	

親投資信託受益証券 合計	996,711.0000	1,000,199	
合計	4,935,511.3500	4,313,986,582	

第2　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

（ご参考）
東京海上・米国高配当成長株式ファンド（Wプレミアムコース）（毎月決算型）は「North American Equity Income Covered Call Strategy Fund W Premium Class」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。
東京海上・米国高配当成長株式ファンド（プレーンコース）（年２回決算型）は「North American Equity Income Fund Class X5」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」はすべて同ファンドの投資証券です。
また、東京海上・米国高配当成長株式ファンド（Wプレミアムコース）（毎月決算型）、東京海上・米国高配当成長株式ファンド（プレーンコース）（年２回決算型）は、「東京海上マネープールマザーファンド」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。これらの投資証券及び親投資信託受益証券の状況は次のとおりです。
なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「North American Equity Income Covered Call Strategy Fund W Premium Class」の状況

(1)純資産計算書

	平成27年10月31日現在 金額（千円）
資産	
流動資産	
現預金	343,681
金融資産（時価）	5,521,578
追加設定に係る未収入金	60,000
未収配当金	6,328
未収入金	129,316
資産合計	6,060,903
負債	
流動負債	
金融負債（時価）	125,921
未払金	117,527
その他負債	20,933
負債合計	264,381
純資産総額	5,796,522
期末１口当たり基準価額（618,420口）	9.3731

(2)金融資産・負債内訳

	金額（千円）
金融資産	
非派生商品	

株式	5,490,037
投資証券	23,287
小計	5,513,324
派生商品	
指数先物	8,254
小計	8,254
金融資産計	5,521,578
金融負債	
派生商品	
指数オプション	916
通貨オプション	24,177
株式オプション	100,828
金融負債計	125,921

「North American Equity Income Fund」の状況

(1)純資産計算書

	平成28年8月31日現在 金額（USD）
資産：	
有価証券（取得原価）	88,340,714
未実現損益	13,179,417
有価証券（時価）	101,520,131
現預金	3,535,494
未収利息および未収配当金	260,025
未収入金	133,436
追加設定に係る未収入金	221
為替予約取引に係る未実現利益	1,007
その他資産	2,876
資産合計	105,453,190
負債：	
未払金	68,353
未払解約金	124,984
その他負債	177,630
負債合計	370,967
純資産総額	105,082,223

シェアクラスにおける基準価額

	North American Equity Income Fund Class X5
期末１口当たり基準価額（USD）	8.79
為替換算レート	103.3400
期末１口当たり基準価額（円）	909円

(2)投資有価証券明細表
株式
平成28年8月31日現在

（単位：USD）

数量	銘柄名	時価総額	投資比率
	バミューダ		
25,828	Invesco Ltd	812,291	0.77
	バミューダ　計	812,291	0.77
	カナダ		
6,520	BCE Inc	306,766	0.29
36,390	Suncor Energy Inc	1,000,361	0.96
	カナダ　計	1,307,127	1.25
	キュラソー		
5,880	Schlumberger Ltd	466,431	0.45
	キュラソー　計	466,431	0.45
	フランス		
3,342	Publicis Groupe SA	249,331	0.24
33,346	TOTAL SA ADR	1,612,613	1.53
	フランス　計	1,861,944	1.77
	香港		
746,000	Lenovo Group Ltd	502,986	0.48
	香港　計	502,986	0.48
	ジャージー		
18,000	Experian Plc	359,068	0.34
	ジャージー　計	359,068	0.34
	オランダ		
18,560	Unilever NV (NY Shares)	852,461	0.81
	オランダ　計	852,461	0.81
	韓国		
2,050	Samsung Electronics Co Ltd GDR	1,483,175	1.41
23,270	SK Telecom Co Ltd ADR	505,424	0.48

	韓国　計	1,988,599	1.89
	イギリス		
21,947	AstraZeneca Plc	1,415,462	1.35
31,020	Diageo Plc	859,121	0.82
10,250	Nielsen Holdings Plc	542,430	0.51
	イギリス　計	2,817,013	2.68
	アメリカ		
2,600	3M Co	467,142	0.44
13,817	Aetna Inc	1,617,004	1.54
7,370	Allstate Corp	509,857	0.48
9,210	Altria Group Inc	606,939	0.58
4,551	American Express Co	298,318	0.28
24,340	American International Group Inc	1,456,019	1.39
3,550	American Water Works Co Inc	261,670	0.25
5,150	Anadarko Petroleum Corp	282,735	0.27
12,416	Anthem Inc	1,554,111	1.48
201,040	Bank of America Corp	3,222,671	3.07
4,220	Becton Dickinson and Co	750,822	0.71
15,093	Chevron Corp	1,520,922	1.45
49,640	Citigroup Inc	2,381,727	2.27
9,130	CME Group Inc	992,431	0.94
15,360	CMS Energy Corp	643,277	0.61
28,610	Coca-Cola Co	1,234,808	1.17
28,810	Comcast Corp 'A'	1,884,750	1.79
11,550	ConocoPhillips	481,982	0.46
22,050	Dollar General Corp	1,637,874	1.56
14,790	Dominion Resources Inc	1,097,122	1.04
24,120	Dow Chemical Co	1,294,279	1.23
1,990	DTE Energy Co	184,413	0.18
21,310	EI du Pont de Nemours & Co	1,485,094	1.41
21,050	Exelon Corp	711,701	0.68
22,160	Exxon Mobil Corp	1,928,917	1.84
29,480	Gap Inc	747,908	0.71
105,410	General Electric Co	3,299,333	3.14
5,180	Goldman Sachs Group Inc	880,134	0.84
13,660	Hess Corp	759,496	0.72
14,680	Home Depot Inc	1,971,084	1.88
16,786	Honeywell International Inc	1,962,787	1.87
29,443	Intel Corp	1,050,232	1.00
11,190	International Paper Co	544,953	0.52
14,590	Johnson & Johnson	1,741,171	1.66
49,770	JPMorgan Chase & Co	3,368,931	3.21
21,450	KeyCorp	268,983	0.26

45,870	Kroger Co	1,475,638	1.40
21,280	Marathon Oil Corp	327,499	0.31
17,600	Marathon Petroleum Corp	753,280	0.72
8,070	Marsh & McLennan Cos Inc	547,065	0.52
36,540	Merck & Co Inc	2,302,385	2.19
25,860	MetLife Inc	1,126,720	1.07
39,490	Microsoft Corp	2,278,178	2.17
12,690	Mondelez International Inc 'A'	569,527	0.54
48,640	Morgan Stanley	1,568,640	1.49
11,460	Motorola Solutions Inc	880,816	0.84
11,070	NextEra Energy Inc	1,343,566	1.28
8,508	Northrop Grumman Corp	1,800,718	1.71
3,530	NVIDIA Corp	217,377	0.21
28,588	Occidental Petroleum Corp	2,213,569	2.11
44,950	Oracle Corp	1,854,637	1.76
105,580	Pfizer Inc	3,679,463	3.50
5,510	Philip Morris International Inc	550,449	0.52
1,550	Pioneer Natural Resources Co	280,457	0.27
2,640	Praxair Inc	323,268	0.31
13,190	Procter & Gamble Co	1,150,036	1.09
15,740	Prudential Financial Inc	1,257,311	1.20
20,670	Public Service Enterprise Group Inc	879,095	0.84
20,290	QUALCOMM Inc	1,276,241	1.21
14,200	Quest Diagnostics Inc	1,162,412	1.11
14,829	Raytheon Co	2,076,801	1.98
12,238	Reynolds American Inc	606,148	0.58
2,380	Rockwell Automation Inc	278,769	0.26
12,150	Spectra Energy Corp	431,204	0.41
41,733	SunTrust Banks Inc	1,837,504	1.75
8,690	Travelers Cos Inc	1,033,762	0.98
6,549	Union Pacific Corp	624,971	0.59
9,630	United Parcel Service Inc 'B'	1,049,863	1.00
9,265	UnitedHealth Group Inc	1,262,356	1.20
32,270	US Bancorp	1,425,689	1.36
30,200	Verizon Communications Inc	1,579,762	1.50
58,670	Wells Fargo & Co	2,983,956	2.84
13,870	Weyerhaeuser Co (Reit)	441,482	0.42
	アメリカ　計	90,552,211	86.17
	合計	101,520,131	96.61

「東京海上マネープールマザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

		[平成28年 6月14日現在]	[平成28年12月14日現在]

区　　分	注記番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		19,166,668	23,378,006
地方債証券		123,609,628	65,865,231
特殊債券		10,042,600	—
未収入金		1,000,210	—
未収利息		170,588	53,005
前払費用		530,838	146,111
流動資産合計		154,520,532	89,442,353
資産合計		154,520,532	89,442,353
負債の部			
流動負債			
未払解約金		20,051,000	13,546,866
未払利息		45	31
その他未払費用		1,332	—
流動負債合計		20,052,377	13,546,897
負債合計		20,052,377	13,546,897
純資産の部			
元本等			
元本	※1	134,005,441	75,632,665
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		462,714	262,791
元本等合計		134,468,155	75,895,456
純資産合計		134,468,155	75,895,456
負債純資産合計		154,520,532	89,442,353

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　　分	自 平成28年 6月15日 至 平成28年12月14日
有価証券の評価基準及び評価方法	地方債証券及び特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　　分	[平成28年 6月14日現在]	[平成28年12月14日現在]
1.※1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	236,898,686円	134,005,441円
同期中における追加設定元本額	158,398,404円	69,473,325円
同期中における一部解約元本額	261,291,649円	127,846,101円
同期末における元本額	134,005,441円	75,632,665円

元本の内訳＊		
東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）	1,000,000円	1,000,000円
東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）円コース（年２回決算型）	1,000,000円	1,000,000円
東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）	1,000,000円	1,000,000円
東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）豪ドルコース（年２回決算型）	1,000,000円	1,000,000円
東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）ブラジルレアルコース（毎月分配型）	2,999,301円	2,999,301円
東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）ブラジルレアルコース（年２回決算型）	1,000,000円	1,000,000円
東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（毎月分配型）	1,000,000円	1,000,000円
東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（年２回決算型）	1,000,000円	1,000,000円
東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）マネープール・ファンド（年２回決算型）	121,972,838円	63,600,062円
東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）	9,970円	9,970円
東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）米ドルコース（年２回決算型）	9,970円	9,970円
東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）	9,970円	9,970円
東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年２回決算型）	9,970円	9,970円
東京海上・米国高配当成長株式ファンド（Ｗプレミアムコース）（毎月決算型）	996,711円	996,711円
東京海上・米国高配当成長株式ファンド（プレーンコース）（年２回決算型）	996,711円	996,711円
計	134,005,441円	75,632,665円
2.※1 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	134,005,441口	75,632,665口

（注）＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

区　　分	自 平成27年12月15日 至 平成28年 6月14日	自 平成28年 6月15日 至 平成28年12月14日

1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2．金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

区　　分	[平成28年 6月14日現在]	[平成28年12月14日現在]
1．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2．時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左

	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
（自 平成27年12月15日　至 平成28年6月14日）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
地方債証券	△167,822
特殊債券	△8,300
合計	△176,122

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。
(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(平成27年10月27日から平成28年6月14日まで)を指しております。

（自 平成28年6月15日　至 平成28年12月14日）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
地方債証券	△49,748
合計	△49,748

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。
(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(平成28年10月26日から平成28年12月14日まで)を指しております。

（1口当たり情報に関する注記）

[平成28年 6月14日現在]		[平成28年12月14日現在]	
1口当たり純資産額	1.0035円	1口当たり純資産額	1.0035円
（1万口当たり純資産額	10,035円）	（1万口当たり純資産額	10,035円）

(3) 附属明細表
第1　有価証券明細表
(1)株式
該当事項はありません。
(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
地方債証券	平成２５年度第１１回北海道公募公債（３年）	20,000,000	19,999,200	
	平成１８年度第８回静岡県公募公債	10,000,000	10,051,000	
	平成１８年度第２回広島県公募公債	14,000,000	14,034,160	
	平成２３年度第３回千葉市公募公債	21,780,000	21,780,871	
地方債証券　合計		65,780,000	65,865,231	
合計		65,780,000	65,865,231	

第2　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

東京海上・米国高配当成長株式ファンド（Wプレミアムコース）（毎月決算型）

平成28年12月30日現在

種類	金額
Ⅰ　資産総額	3,676,223,936 円
Ⅱ　負債総額	24,300,751 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	3,651,923,185 円
Ⅳ　発行済数量	4,294,738,053 口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.8503 円

東京海上・米国高配当成長株式ファンド（プレーンコース）（年２回決算型）

平成28年12月30日現在

種類	金額
Ⅰ　資産総額	6,249,012,223 円
Ⅱ　負債総額	357,207,212 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	5,891,805,011 円
Ⅳ　発行済数量	5,566,977,988 口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0583 円

（ご参考：親投資信託の現況）

東京海上マネープールマザーファンド

平成28年12月30日現在

種類	金額
Ⅰ　資産総額	109,738,723 円
Ⅱ　負債総額	108 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	109,738,615 円
Ⅳ　発行済数量	109,358,866 口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0035 円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

１．名義書換
該当事項はありません。

２．受益者に対する特典
特典はありません。

３．内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。

４．受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

５．受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

６．受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

７．償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

８．質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

平成28年12月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後１年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

①運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。
②運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。
③決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。
④売買の執行はトレーディング部が行います。
⑤運用部門とは独立した管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、管理本部長を委員長とし運用管理室を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。
⑥運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成28年12月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	172	1,948,366
単位型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	1	2,984
合計	173	1,951,351

３【委託会社等の経理状況】

１．　当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
　また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

２．　当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第31期事業年度（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた監査法人により監査を受けております。
　また、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当中間会計期間（平成28年４月１日から平成28年９月30日まで）の中間財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

　なお、従来、当社が監査証明を受けているＰｗＣあらた監査法人は、平成28年７月１日に名称を変更し、ＰｗＣあらた有限責任監査法人となりました。

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

		第30期 （平成27年３月31日現在）		第31期 （平成28年３月31日現在）
資産の部				
流動資産				
現金・預金		11,141,499		6,701,500
前払費用		138,645		154,914
未収委託者報酬		1,838,877		1,571,495
未収収益		2,613,524		2,099,418
未収入金		144,239		166,601
繰延税金資産		178,975		173,700
１年内回収予定の敷金		-		315,033
その他の流動資産		7,312		12,650
流動資産計		16,063,074		11,195,315
固定資産				
有形固定資産	＊１	125,305	＊１	74,211
建物		56,587		2,187
器具備品		68,717		72,024
無形固定資産		3,475		5,254
電話加入権		3,144		3,144
ソフトウエア仮勘定		330		2,110
投資その他の資産		766,343		2,366,401
投資有価証券		35,337		43,761
関係会社株式		254,342		1,669,990
その他の関係会社有価証券		31,200		31,200
長期前払費用		11,425		9,018
敷金		315,033		450,152
その他長期差入保証金		-		10,852
繰延税金資産		119,005		151,427
固定資産計		895,124		2,445,867
資産合計		16,958,198		13,641,183
負債の部				
流動負債				
預り金		35,761		39,072
未払金		1,882,737	＊２	2,119,086
未払手数料		641,688		592,624
その他未払金		1,241,048		1,526,461
未払費用		226,407		147,843
未払消費税等		381,984		93,340
未払法人税等		777,000		736,000
前受収益		121,685		3,021
賞与引当金		189,738		196,236
その他の流動負債		1,080		-
流動負債計		3,616,395		3,334,601
固定負債				
退職給付引当金		179,872		197,784
役員退職慰労引当金		18,220		21,270
固定負債計		198,092		219,054
負債合計		3,814,487		3,553,655
純資産の部				
株主資本		13,138,296		10,085,959
資本金		2,000,000		2,000,000
利益剰余金		11,138,296		8,085,959
利益準備金		500,000		500,000
その他利益剰余金		10,638,296		7,585,959
繰越利益剰余金		10,638,296		7,585,959
評価・換算差額等		5,414		1,567

その他有価証券評価差額金	5,414	1,567
純資産合計	13,143,710	10,087,527
負債・純資産合計	16,958,198	13,641,183

(2)【損益計算書】

（単位：千円）

	第30期 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）	第31期 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	9,360,564	9,967,549
運用受託報酬	8,312,953	8,310,269
投資助言報酬	54,626	90,084
その他営業収益	2,156	1,114
営業収益計	17,730,301	18,369,017
営業費用		
支払手数料	3,990,900	4,535,693
広告宣伝費	120,842	160,685
公告費	533	150
調査費	5,028,540	5,212,764
調査費	1,359,014	1,906,774
委託調査費	3,669,525	3,305,989
委託計算費	79,315	116,997
営業雑経費	158,665	202,379
通信費	28,778	30,626
印刷費	100,532	143,441
協会費	17,727	17,642
諸会費	5,136	4,682
図書費	6,491	5,986
営業費用計	9,378,797	10,228,671
一般管理費		
給料	2,415,481	2,468,628
役員報酬	76,933	57,936
給料・手当	1,680,443	1,761,103
賞与	658,104	649,589
交際費	8,098	21,912
寄付金	1,064	-
旅費交通費	86,899	97,774
租税公課	48,943	68,294
不動産賃借料	258,391	258,391
役員退職慰労引当金繰入	3,170	3,050
退職給付費用	70,058	86,602
賞与引当金繰入	189,738	196,236
固定資産減価償却費	95,208	98,697
法定福利費	407,477	419,863
福利厚生費	6,193	7,908
諸経費	389,985	416,706
一般管理費計	3,980,710	4,144,067
営業利益	4,370,792	3,996,279
営業外収益		
受取利息	1,803	1,844
受取配当金	＊１　227,154	＊１　145,859
匿名組合投資利益	11,498	＊１　164,645
雑益	14,179	13,905
営業外収益計	254,634	326,255
営業外費用		
為替差損	-	13,297
雑損	82,709	19,880
営業外費用計	82,709	33,178

経常利益	4,542,717	4,289,355
特別利益		
資産除去債務戻入益	34,769	-
特別利益計	34,769	-
特別損失		
器具備品除却損	912	-
特別損失計	912	-
税引前当期純利益	4,576,574	4,289,355
法人税、住民税及び事業税	1,551,017	1,425,847
法人税等調整額	33,368	△25,250
法人税等合計	1,584,385	1,400,596
当期純利益	2,992,189	2,888,759

(3)【株主資本等変動計算書】

第30期（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
			繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,000	500,000	8,450,867	8,950,867	10,950,867
当期変動額					
剰余金の配当			△804,759	△804,759	△804,759
当期純利益			2,992,189	2,992,189	2,992,189
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	2,187,429	2,187,429	2,187,429
当期末残高	2,000,000	500,000	10,638,296	11,138,296	13,138,296

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,809	1,809	10,952,676
当期変動額			
剰余金の配当			△804,759
当期純利益			2,992,189
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,604	3,604	3,604
当期変動額合計	3,604	3,604	2,191,034
当期末残高	5,414	5,414	13,143,710

第31期（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
			繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,000	500,000	10,638,296	11,138,296	13,138,296
当期変動額					
剰余金の配当			△5,941,096	△5,941,096	△5,941,096
当期純利益			2,888,759	2,888,759	2,888,759
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	△3,052,336	△3,052,336	△3,052,336
当期末残高	2,000,000	500,000	7,585,959	8,085,959	10,085,959

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	5,414	5,414	13,143,710
当期変動額			
剰余金の配当			△5,941,096
当期純利益			2,888,759
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△3,846	△3,846	△3,846
当期変動額合計	△3,846	△3,846	△3,056,183
当期末残高	1,567	1,567	10,087,527

注記事項
重要な会計方針

第31期
自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日

１．有価証券の評価基準及び評価方法
(1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券
移動平均法による原価法
(2) その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価を把握することが極めて困難と認められるもの
移動平均法による原価法

２．固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産
定率法
ただし、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として３年間で均等償却する方法を採用しております。
(2) 長期前払費用

定額法

３．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

４．消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（貸借対照表関係）

第30期 平成27年３月31日現在	第31期 平成28年３月31日現在
＊１．有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物　170,125千円 器具備品　476,137千円 ＊２．関係会社に対する主な資産・負債 当事業年度において、関係会社に対する負債の合計額が負債及び純資産の合計額の100分の５を超えており、その金額は850,899千円であります。	＊１．有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物　226,926千円 器具備品　496,441千円 ＊２．関係会社に対する主な資産・負債は次のとおりであります。 関係会社に対する未払金　732,363千円

（損益計算書関係）

第30期 自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日	第31期 自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日
＊１．関係会社との主な取引高は次のとおりであります。 関係会社からの受取配当金　226,798千円 当事業年度において、関係会社に対する営業費用及び一般管理費の合計額が営業費用及び一般管理費の合計額の100分の20を超えており、その金額は3,400,300千円であります。	＊１．関係会社との主な取引高は次のとおりであります。 関係会社からの受取配当金　142,429千円 関係会社からの匿名組合契約に基づく利益の分配　164,645千円 当事業年度において、関係会社に対する営業費用及び一般管理費の合計額が営業費用及び一般管理費の合計額の100分の20を超えており、その金額は3,142,828千円であります。

（株主資本等変動計算書関係）
第30期（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）
１．発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	平成26年４月１日現在	増加	減少	平成27年３月31日現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

２．配当に関する事項
(1)　配当金支払額
平成26年６月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
・普通株式の配当に関する事項
（イ）配当金の総額　804,759千円
（ロ）１株当たり配当額　21,012円
（ハ）基準日　平成26年３月31日
（ニ）効力発生日　平成26年６月30日

(2)　基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成27年６月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
・普通株式の配当に関する事項
（イ）配当金の総額　939,116千円
（ロ）配当の原資　利益剰余金
（ハ）１株当たり配当額　24,520円
（ニ）基準日　平成27年３月31日
（ホ）効力発生日　平成27年６月30日

第31期（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）
１．発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	平成27年４月１日現在	増加	減少	平成28年３月31日現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

２．配当に関する事項
(1)　配当金支払額
平成27年６月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
・普通株式の配当に関する事項
（イ）配当金の総額　939,116千円
（ロ）１株当たり配当額　24,520円
（ハ）基準日　平成27年３月31日
（ニ）効力発生日　平成27年６月30日

平成27年11月24日の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。
・普通株式の配当に関する事項
（イ）配当金の総額　5,001,980千円
（ロ）１株当たり配当額　130,600円
（ハ）効力発生日　平成27年11月30日

（注）基準日は設定しておりません。配当の効力発生日時点の株主へ配当を実施しております。

(2)　基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成28年６月28日の定時株主総会において、次のとおり配当を提案する予定であります。
・普通株式の配当に関する事項
（イ）配当金の総額　791,278千円
（ロ）配当の原資　繰越利益剰余金
（ハ）１株当たり配当額　20,660円
（ニ）基準日　平成28年３月31日
（ホ）効力発生日　平成28年６月28日

（金融商品関係）
１．金融商品の状況に関する事項

第30期 自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日	第31期 自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日

(1) 金融商品に対する取組方針 当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資産の運用に際しては、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左
(2) 金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。 営業債務である未払金は、ほとんど１年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。	(2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左
(3) 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスク 未収収益については、管理部門において取引先ごとに期日及び残高を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。	(3) 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスク 同左
② 市場リスク 未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。 投資有価証券については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。	② 市場リスク 同左
③ 流動性リスク 当社は、日々資金残高管理を行っており流動性リスクを管理しております。	③ 流動性リスク 同左

２．金融商品の時価等に関する事項

第30期（平成27年３月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(＊)	時価(＊)	差額
(1)現金・預金	11,141,499	11,141,499	-
(2)未収委託者報酬	1,838,877	1,838,877	-
(3)未収収益	2,613,524	2,613,524	-
(4)未収入金	144,239	144,239	-
(5)投資有価証券			
その他有価証券	35,337	35,337	-
(6)敷金	315,033	315,033	-
(7)預り金	(35,761)	(35,761)	-
(8)未払金	(1,882,737)	(1,882,737)	-
(9)未払費用	(226,407)	(226,407)	-
(10)未払消費税等	(381,984)	(381,984)	-
(11)未払法人税等	(777,000)	(777,000)	-

(＊)負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

第31期（平成28年３月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(＊)	時価(＊)	差額
(1)現金・預金	6,701,500	6,701,500	-
(2)未収委託者報酬	1,571,495	1,571,495	-
(3)未収収益	2,099,418	2,099,418	-
(4)未収入金	166,601	166,601	-
(5)１年内回収予定の敷金	315,033	315,033	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	43,761	43,761	-
(7)預り金	(39,072)	(39,072)	-
(8)未払金	(2,119,086)	(2,119,086)	-
(9)未払費用	(147,843)	(147,843)	-
(10)未払消費税等	(93,340)	(93,340)	-
(11)未払法人税等	(736,000)	(736,000)	-

(＊)負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

第30期 平成27年３月31日現在	第31期 平成28年３月31日現在
(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金、(7) 預り金、(8) 未払金、(9) 未払費用並びに(10) 未払消費税等及び(11) 未払法人税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 (5) 投資有価証券 時価の算定方法につきましては「重要な会計方針」の「１．有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (6) 敷金 時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。	(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金、(5)１年内回収予定の敷金、(7) 預り金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払消費税等及び(11) 未払法人税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 (6) 投資有価証券 同左

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

第30期
平成27年３月31日現在

以下については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
子会社株式	221,595
関連会社株式	32,747
その他の関係会社有価証券	31,200

第31期
平成28年３月31日現在

以下については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
子会社株式	1,637,243
関連会社株式	32,747
その他の関係会社有価証券	31,200
敷金	450,152
その他長期差入保証金	10,852

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

第30期 平成27年３月31日現在	第31期 平成28年３月31日現在
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。	該当事項はありません。

（注4）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額
第30期（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
預金	11,141,470	-	-	-
未収委託者報酬	1,838,877	-	-	-
未収収益	2,613,524	-	-	-
未収入金	144,239	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	-	1,000	4,903	-
敷金	-	315,033	-	-
合計	15,738,111	316,033	4,903	-

第31期（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
預金	6,701,448	-	-	-
未収委託者報酬	1,571,495	-	-	-
未収収益	2,099,418	-	-	-
未収入金	166,601	-	-	-
１年内回収予定の敷金	315,033	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	-	17,460	3,952	-
合計	10,853,997	17,460	3,952	-

（有価証券関係）

第30期 平成27年３月31日現在	第31期 平成28年３月31日現在
１．子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券 子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額　子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額　31,200千円）は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。 ２．その他有価証券 （単位：千円）	１．子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券 子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額　子会社株式1,637,243千円、関連会社株式32,747千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額　31,200千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。 ２．その他有価証券 （単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
①貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	33,921	25,426	8,495
②貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託	1,415	1,908	△492
合計	35,337	27,335	8,002

３．当事業年度中に売却したその他有価証券
該当事項はありません。

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
①貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	26,436	21,324	5,111
②貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託	17,324	20,176	△2,851
合計	43,761	41,501	2,259

３．当事業年度中に売却したその他有価証券
同左

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要
当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間３年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間３年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	第30期 自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日	第31期 自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日
退職給付引当金の期首残高	141,238千円	179,872千円
退職給付費用	51,674千円	33,702千円
退職給付の支払額	△13,040千円	△15,789千円
制度への拠出額	-	-
退職給付引当金の期末残高	179,872千円	197,784千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第30期 平成27年３月31日現在	第31期 平成28年３月31日現在
積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
	-	-
非積立型制度の退職給付債務	179,872千円	197,784千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	179,872千円	197,784千円
退職給付引当金	179,872千円	197,784千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	179,872千円	197,784千円

(3) 退職給付費用

	第30期 自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日	第31期 自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日
簡便法で計算した退職給付費用	51,674千円	33,702千円

３．確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は、第30期（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）41,147千円、第31期（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）43,203千円であります。

（税効果会計関係）
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第30期 （平成27年３月31日現在）	第31期 （平成28年３月31日現在）
繰延税金資産		
役員退職慰労引当金	5,892千円	6,512千円
退職給付引当金	58,170千円	60,561千円
未払金	1,846千円	2,992千円
賞与引当金	62,803千円	60,558千円
未払法定福利費	8,288千円	7,858千円
未払事業所税	2,781千円	2,632千円
未払事業税	54,175千円	45,510千円
未払調査費	43,152千円	45,270千円
減価償却超過額	57,530千円	85,044千円
未払確定拠出年金	1,155千円	1,112千円

未払費用	4,771千円	7,764千円
繰延税金資産小計	300,569千円	325,819千円
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	300,569千円	325,819千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	2,587千円	691千円
繰延税金負債合計	2,587千円	691千円
繰延税金資産の純額	297,981千円	325,127千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第30期 （平成27年３月31日現在）	第31期 （平成28年３月31日現在）
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。	同左

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.26%から平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.62%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は15,504千円減少し、法人税等調整額が15,541千円、その他有価証券評価差額金が37千円、それぞれ増加しております。

（セグメント情報等）

第30期 自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日	第31期 自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日
[セグメント情報] 当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。 当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。	[セグメント情報] 同左

[関連情報] １．製品及びサービスごとの情報 単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 ２．地域ごとの情報 (1) 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 (2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。 ３．主要な顧客ごとの情報 当社は、外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。	[関連情報] １．製品及びサービスごとの情報 同左 ２．地域ごとの情報 (1) 営業収益 同左 (2) 有形固定資産 同左 ３．主要な顧客ごとの情報 同左

（関連当事者情報）

第30期（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

１．関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
関連会社	TOKIO MARINE ROGGE ASSET MANAGEMENT LIMITED	英国・ロンドン	GBP 300千	金融商品取引業	(所有)直接50%	運用の再委任	委託調査費の支払	1,849,352	未払金	376,465
						役員の派遣			未払費用	36,012

（注）＊取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。
＊取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

重要な取引はありません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

重要な取引はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）
東京海上日動火災保険株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第31期（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

１．関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区	101,994,694	損害保険業	(被所有)直接100%	投資信託の取扱 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払	587,292	未払手数料	162,226

（注）＊取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。
＊取引金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	TOKIO MARINE ASSET MANAGEMENT INTERNATIONAL PTE.LTD.	シンガポール・シンガポール	SGD 17,400千	投資運用業 投資助言業	(所有)直接100%	投資助言の受入 役員の兼任	増資の引受	1,415,648	-	-
関連会社	TOKIO MARINE ROGGE ASSET MANAGEMENT LIMITED	英国・ロンドン	GBP 300千	投資運用業 投資助言業	(所有)直接50%	運用の再委任 役員の派遣	委託調査費の支払	1,250,497	未払金 未払費用	255,308 4,855

（注）＊取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。
＊取引金額には、消費税等は含まれておりません。
＊増資の引き受けは、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
重要な取引はありません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する情報
(1) 親会社情報
東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）
東京海上日動火災保険株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報
重要な関連会社はありません。

（１株当たり情報）

	第30期 自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日
１株当たり純資産額	343,177円83銭
１株当たり当期純利益金額	78,125円04銭

	(注) 1．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。 (注) 2．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。 当期純利益 2,992,189千円 普通株主に帰属しない金額 ― 普通株式に係る当期純利益 2,992,189千円 期中平均株式数 38,300株

第31期 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）	
１株当たり純資産額	263,381円91銭
１株当たり当期純利益金額	75,424円51銭
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 （注）１株当たり純資産額の算定上の基礎 貸借対照表の純資産の部の合計額 10,087,527千円 純資産の部の合計額から控除する金額 ― 普通株式に係る当期末の純資産額 10,087,527千円 １株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数 38,300株 １株当たり当期純利益金額の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益金額 2,888,759千円 普通株主に帰属しない金額 ― 普通株式に係る当期純利益金額 2,888,759千円 普通株式の期中平均株式数 38,300株	

（追加情報）

[共通支配下の取引等]

当社は、関係当局の許認可等を前提に平成28年10月１日（予定）を合併の効力発生日として東京海上不動産投資顧問株式会社と合併契約を平成28年３月９日に締結いたしました。

１．取引の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　東京海上不動産投資顧問株式会社

事業の内容　不動産を対象とした投資運用業、投資助言業等

(2) 企業結合日

平成28年10月１日

(3) 企業結合の法的形式

東京海上アセットマネジメント株式会社を吸収合併存続会社、東京海上不動産投資顧問株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

東京海上アセットマネジメント株式会社

(5) 企業結合の目的

東京海上グループのアセットマネジメント会社である2社を統合することでのシナジー効果を追求いたします。具体的には、商品のラインアップを拡大することで多様なニーズを有する投資家への訴求力を高めること、コーポレート部門の統合による効率化と機能強化を図ることを目的として行うものであります。

２．実施予定の会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

中間財務諸表
中間貸借対照表

（単位：千円）

	当中間会計期間 （平成28年９月30日現在）	
資産の部		
流動資産		
現金・預金		6,257,850
前払費用		90,468
未収委託者報酬		1,633,466
未収収益		2,735,888
未収入金		318,790
繰延税金資産		378,074
その他の流動資産		14,598
流動資産計		11,429,138
固定資産		
有形固定資産	＊１	559,396
建物		445,053
器具備品		101,420
建設仮勘定		12,922
無形固定資産		8,977
電話加入権		3,358
ソフトウエア仮勘定		5,618
投資その他の資産		2,375,357
投資有価証券		53,361
関係会社株式		1,669,990
その他の関係会社有価証券		31,200
長期前払費用		8,023
敷金		450,152
その他長期差入保証金		10,882
繰延税金資産		151,748
固定資産計		2,943,731
資産合計		14,372,869
負債の部		
流動負債		
預り金		42,927
未払金		1,960,004
未払手数料		635,703
その他未払金		1.324,300
未払費用		367,178
未払消費税等	＊２	87,761
未払法人税等		764,000
前受収益		15,540
賞与引当金		372,134
流動負債計		3,609,546
固定負債		
退職給付引当金		209,122
役員退職慰労引当金		22,750
固定負債計		231,872
負債合計		3,841,418
純資産の部		
株主資本		10,531,155

資本金		2,000,000
利益剰余金		8,531,155
利益準備金		500,000
その他利益剰余金		8,031,155
繰越利益剰余金		8,031,155
評価・換算差額等		295
その他有価証券評価差額金		295
純資産合計		10,531,450
負債・純資産合計		14,372,869

中間損益計算書

（単位：千円）

		当中間会計期間 （自　平成28年４月１日 至　平成28年９月30日）
営業収益		
委託者報酬		5,406,190
運用受託報酬		4,157,307
投資助言報酬		45,273
その他営業収益		96
営業収益計		9,608,868
営業費用		
支払手数料		2,558,056
広告宣伝費		121,736
調査費		2,630,271
調査費		857,357
委託調査費		1,772,913
委託計算費		53,729
営業雑経費		128,863
通信費		18,045
印刷費		90,857
協会費		8,840
諸会費		5,855
図書費		5,263
営業費用計		5,492,656
一般管理費		
給料		1,033,613
役員報酬		50,343
給料・手当		895,917
賞与		87,352
交際費		5,804
寄付金		1,695
旅費交通費		61,514
租税公課		58,098
不動産賃借料		129,195
役員退職慰労引当金繰入		1,480
退職給付費用		41,802
賞与引当金繰入		372,134
固定資産減価償却費	＊1	19,227
法定福利費		198,916
福利厚生費		3,735
諸経費		236,669
一般管理費計		2,163,887
営業利益		1,952,324
営業外収益		
受取利息		25
受取配当金		27,380
為替差益		21,128

雑益	5,266
営業外収益計	53,799
営業外費用	
雑損	3,663
営業外費用計	3,663
経常利益	2,002,460
特別損失	
本社移転費用	222,585
特別損失計	222,585
税引前中間純利益	1,779,875
法人税、住民税及び事業税	747,534
法人税等調整額	△204,133
法人税等合計	543,401
中間純利益	1,236,473

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自　平成28年４月１日　至　平成28年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
			繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,000	500,000	7,585,959	8,085,959	10,085,959
当中間期変動額					
剰余金の配当			△791,278	△791,278	△791,278
中間純利益			1,236,473	1,236,473	1,236,473
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	-	445,195	445,195	445,195
当中間期末残高	2,000,000	500,000	8,031,155	8,531,155	10,531,155

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,567	1,567	10,087,527
当中間期変動額			
剰余金の配当			△791,278
中間純利益			1,236,473
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△1,272	△1,272	△1,272
当中間期変動額合計	△1,272	△1,272	443,923
当中間期末残高	295	295	10,531,450

注記事項

重要な会計方針

	当中間会計期間 （自　平成28年４月１日 至　平成28年９月30日）
１．資産の評価基準及び評価方法	有価証券 (1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価を把握することが極めて困難と認められるもの 移動平均法による原価法
２．固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として３年間で均等償却する方法を採用しております。
３．引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
４．消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

当中間会計期間 （自　平成28年４月１日 至　平成28年９月30日）
法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取り扱い」（実務対応報告第32号 平成28年６月17日）を当中間会計期間に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。 これにより、従来の方法と比べて、当中間会計期間の減価償却費が4,591千円減少し、営業利益、経常利益および税引前中間純利益がそれぞれ4,591千円増加しております。

（中間貸借対照表関係）

	当中間会計期間 （平成28年９月30日現在）
※１　有形固定資産の減価償却累計額	建物　231,727千円 器具備品　475,804千円
※２　消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

（中間損益計算書関係）

	当中間会計期間 （自　平成28年４月１日 至　平成28年９月30日）
※１　減価償却実施額	有形固定資産　19,227千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間
（自　平成28年４月１日
至　平成28年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首（株）	当中間会計期間増加（株）	当中間会計期間減少（株）	当中間会計期間末（株）
普通株式	38,300	-	-	38,300

２．配当に関する事項

配当金支払額

平成28年６月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

（イ）　配当金の総額・・・・・・・・・・791,278千円
（ロ）　１株当たり配当額・・・・・・・20,660円
（ハ）　基準日・・・・・・・・・・・・・平成28年３月31日
（ニ）　効力発生日・・・・・・・・・・・平成28年６月28日

（金融商品関係）

当中間会計期間（平成28年９月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

平成28年９月30日現在における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません（（注２）参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額（＊）	時価（＊）	差額

(1)現金・預金	6,257,850	6,257,850	-
(2)未収委託者報酬	1,633,466	1,633,466	-
(3)未収収益	2,735,888	2,735,888	-
(4)未収入金	318,790	318,790	-
(5)投資有価証券			
その他有価証券	53,361	53,361	-
(6)預り金	(42,927)	(42,927)	-
(7)未払金	(1,960,004)	(1,960,004)	-
(8)未払費用	(367,178)	(367,178)	-
(9)未払消費税等	(87,761)	(87,761)	-
(10)未払法人税等	(764,000)	(764,000)	-

（＊）負債で計上されているものについては、（　）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金、(6) 預り金、(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払消費税等並びに(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

時価の算定方法につきましては「重要な会計方針」の「１．資産の評価基準及び評価方法」に記載しております。

（注２）子会社株式（中間貸借対照表計上額　1,637,243千円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額　32,747千円）及びその他の関係会社有価証券（中間貸借対照表計上額　31,200千円）並びに敷金（中間貸借対照表計上額　450,152千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（有価証券関係）

当中間会計期間（平成28年９月30日現在）

１．子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額　子会社株式1,637,243千円、関連会社株式32,747千円）並びにその他の関係会社有価証券（中間貸借対照表計上額　31,200千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

	種類	中間貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	証券投資信託	33,320	28,721	4,598
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	証券投資信託	20,041	24,214	△4,172
合計		53,361	52,936	425

（企業結合等関係）

企業結合に関する重要な後発事象

当社は、平成28年３月９日付け合併契約に基づき、東京海上不動産投資顧問株式会社と、平成28年10月１日付けで合併いたしました。

１．取引の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　　東京海上不動産投資顧問株式会社

事業の内容　　不動産を対象とした投資運用業、投資助言業等

(2) 企業結合日

平成28年10月１日

(3) 企業結合の法的形式

東京海上アセットマネジメント株式会社を吸収合併存続会社、東京海上不動産投資顧問株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称
東京海上アセットマネジメント株式会社

(5) 企業結合の目的
東京海上グループのアセットマネジメント会社である2社を統合することでのシナジー効果を追求いたします。具体的には、商品のラインアップを拡大することで多様なニーズを有する投資家への訴求力を高めること、コーポレート部門の統合による効率化と機能強化を図ることを目的として行うものであります。

２．実施予定の会計処理の概要
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

（セグメント情報等）
[セグメント情報]
当中間会計期間（自　平成28年４月１日　　至　平成28年９月30日）
当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。
当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

[関連情報]
当中間会計期間（自　平成28年４月１日　　至　平成28年９月30日）
１．製品及びサービスごとの情報
単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報
(1) 営業収益
本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
(2) 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報
当社は、外部顧客からの収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）

当中間会計期間 （自　平成28年４月１日 至　平成28年９月30日）	
１株当たり純資産額	274,972円59銭
１株当たり中間純利益金額	32,283円90銭

なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）１株当たり純資産額の算定上の基礎

中間貸借対照表の純資産の部の合計額	10,531,450千円
純資産の部の合計額から控除する金額	－
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額	10,531,450千円
１株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数	38,300株

１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎

中間損益計算書上の中間純利益金額	1,236,473千円
普通株主に帰属しない金額	－
普通株式に係る中間純利益金額	1,236,473千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

④委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

・名称　三井住友信託銀行株式会社
（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

・資本金の額　342,037百万円（平成28年９月末日現在）

・事業の内容　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考情報：再信託受託会社の概要>

・名称　日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

・資本金の額　51,000百万円（平成28年９月末日現在）

・事業の内容　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（※）	事業の内容
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

（※）平成28年９月末日現在。

２【関係業務の概要】

受託会社は、信託財産の保管・管理等を行います。また、当ファンドにかかる信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。
販売会社は、募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

３【資本関係】

資本関係はありません。

第３【参考情報】

当計算期間において、当ファンドに係る以下の書類を関東財務局長宛に提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	平成28年９月14日
有価証券報告書	平成28年９月14日
臨時報告書	平成28年６月29日 平成28年９月28日

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成28年６月８日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた監査法人
指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　荒川　　進　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の平成28年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は平成28年10月１日を合併の効力発生日として東京海上不動産投資顧問株式会社と合併契約を平成28年３月９日に締結した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成29年１月25日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　荒川　進 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上・米国高配当成長株式ファンド（Wプレミアムコース）（毎月決算型）の平成28年６月15日から平成28年12月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上・米国高配当成長株式ファンド（Wプレミアムコース）（毎月決算型）の平成28年12月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成29年１月25日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　荒川　進 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上・米国高配当成長株式ファンド（プレーンコース）（年２回決算型）の平成28年６月15日から平成28年12月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上・米国高配当成長株式ファンド（プレーンコース）（年２回決算型）の平成28年12月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

平成28年12月６日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　荒川　進　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第32期事業年度の中間会計期間（平成28年４月１日から平成28年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の平成28年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成28年４月１日から平成28年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項
企業結合等関係に記載されているとおり、会社は平成28年10月１日に東京海上不動産投資顧問株式会社と合併した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。